

芦屋市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）
（素案）

芦屋市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）

目 次

第 1 章	計画の基本的事項	P. 1
第 2 章	ごみ処理の現況	P. 6
第 3 章	前計画の評価	P. 28
第 4 章	課題の整理	P. 43
第 5 章	目標値の設定	P. 45
第 6 章	ごみ処理基本計画	P. 52

第1章 計画の基本的事項

I 策定の趣旨

これまでの大量生産・大量消費型の社会経済活動により、私たちは物質的豊かさを手に入れてきました。

しかし一方で、大量の廃棄物が発生することになり、環境への負荷が増大し、天然資源の枯渇や地球温暖化等、地球規模での環境問題が生じています。

国においては、「環境基本法」や「循環型社会形成推進基本法」の制定をはじめ、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）、「資源の有効な利用の促進に関する法律」の改正、各リサイクル法の制定等、法整備が進められてきました。

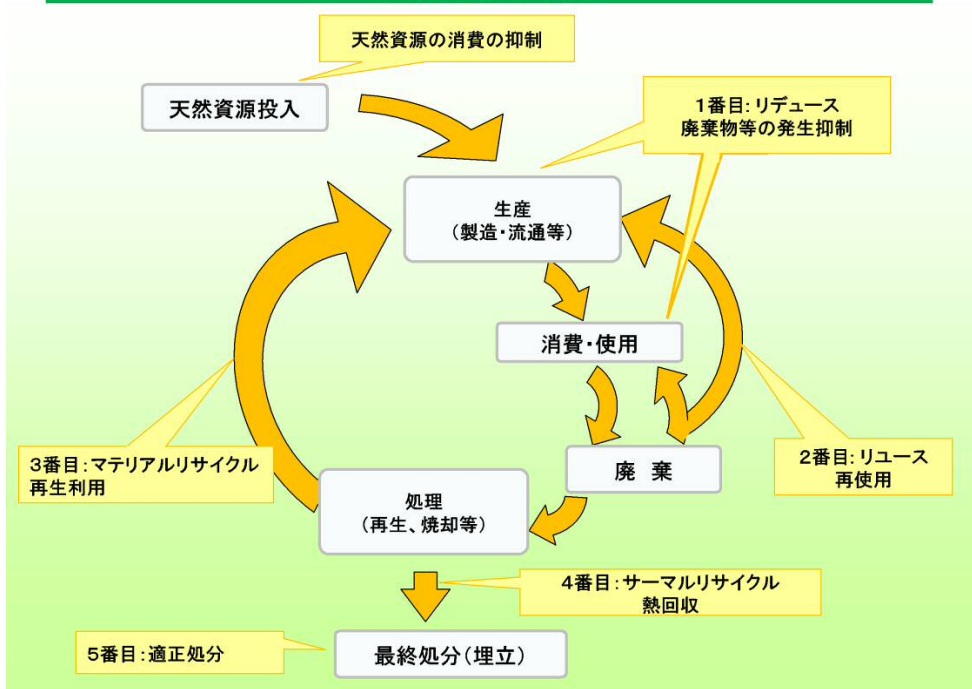
これらの法体系のもと、できる限りごみの①発生抑制をし、次にごみとなったものは不適正処理の防止その他環境への負荷の低減に配慮しながら、②再使用、③再生利用、④熱回収の順に循環的な利用を徹底した上で、なお、適正な循環的利用が行われないものは⑤適正処分を行うとした循環型社会の構築が推進されてきました。

芦屋市（以下「本市」という。）では、「家庭ごみハンドブックの各戸配布」、「持ち込みごみ予約制の導入」、「スリム・リサイクル宣言の店の指定」のほか、適正処理の推進や不法投棄対策等を実施し、ごみの減量化・再資源化を推進し、国と同様に循環型社会の構築を目指してきました。

今後の社会情勢の変化や様々な問題等に対応し、循環型社会の構築を目指すためには、更なる廃棄物の減量化・再資源化を推進していくとともに、適正処理・処分を実施し、環境への負荷低減を図る必要があります。

これらの状況から、平成24年3月に策定した「芦屋市一般廃棄物処理基本計画」（以下「前計画」という。）を見直し、新たな「芦屋市一般廃棄物処理基本計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

循環型社会の姿



出典：「循環型社会への新たな挑戦」（環境省）



-
- ①「発生抑制」・・・ごみとなる製品そのものの生産や消費・使用を抑制します。
 - ②「再使用」・・・不要となった製品や部品等をそのまま『生産』、『消費・使用』として再使用します。
 - ③「再生利用」・・・廃棄された資源ごみを再資源化し製品等の原料として再生利用します。
 - ④「熱回収」・・・廃棄されたごみを焼却する過程で発生する熱エネルギーを有効利用します。
 - ⑤「適正処分」・・・焼却処理の過程で発生する焼却灰等を適正に埋立処分します。
-

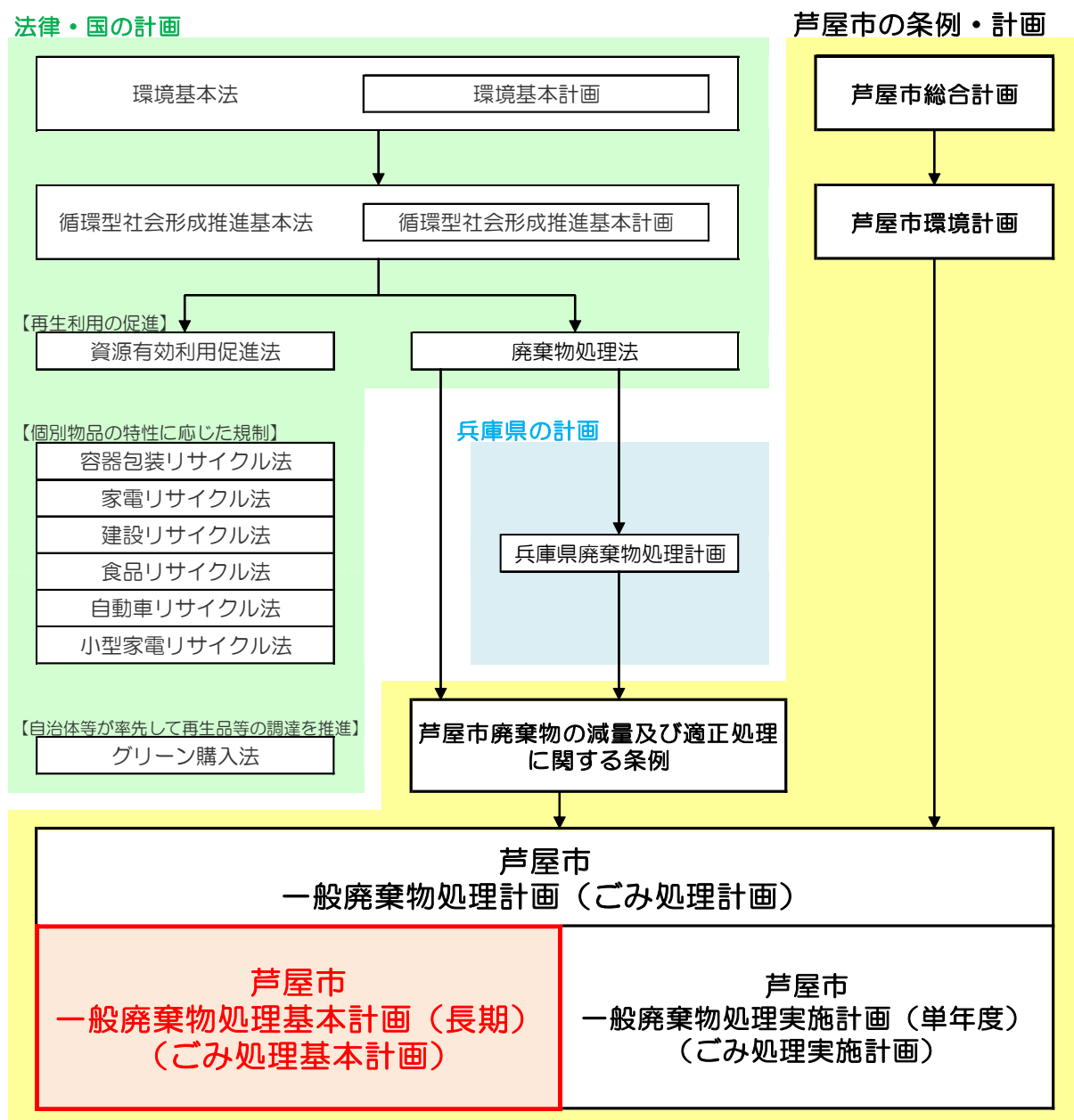
Ⅱ 計画の位置付け

本計画は、「芦屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」に基づいて定めるものです。

本計画は、本市が長期的・総合的視点に立って、計画的なごみ処理の推進を図るための基本方針となるものであり、ごみの排出の抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでの、ごみの適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めるものとして位置付けられています。

また、国・県の関連法令や計画などに加えて、本市における上位計画である「芦屋市環境計画」や関連する諸計画との整合を図ります。

本計画と他計画等の関係図

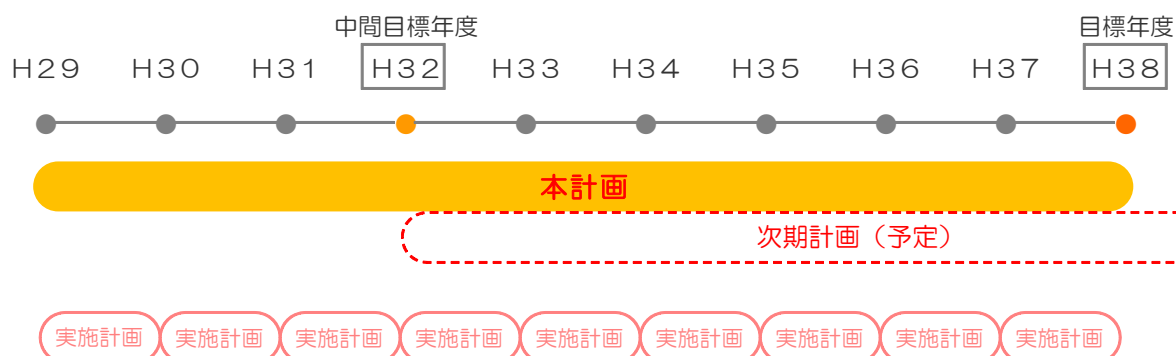


Ⅲ 対象期間

本計画は、計画初年度を平成 29 年度、目標年度を平成 38 年度とした 10 年間の長期計画とします。

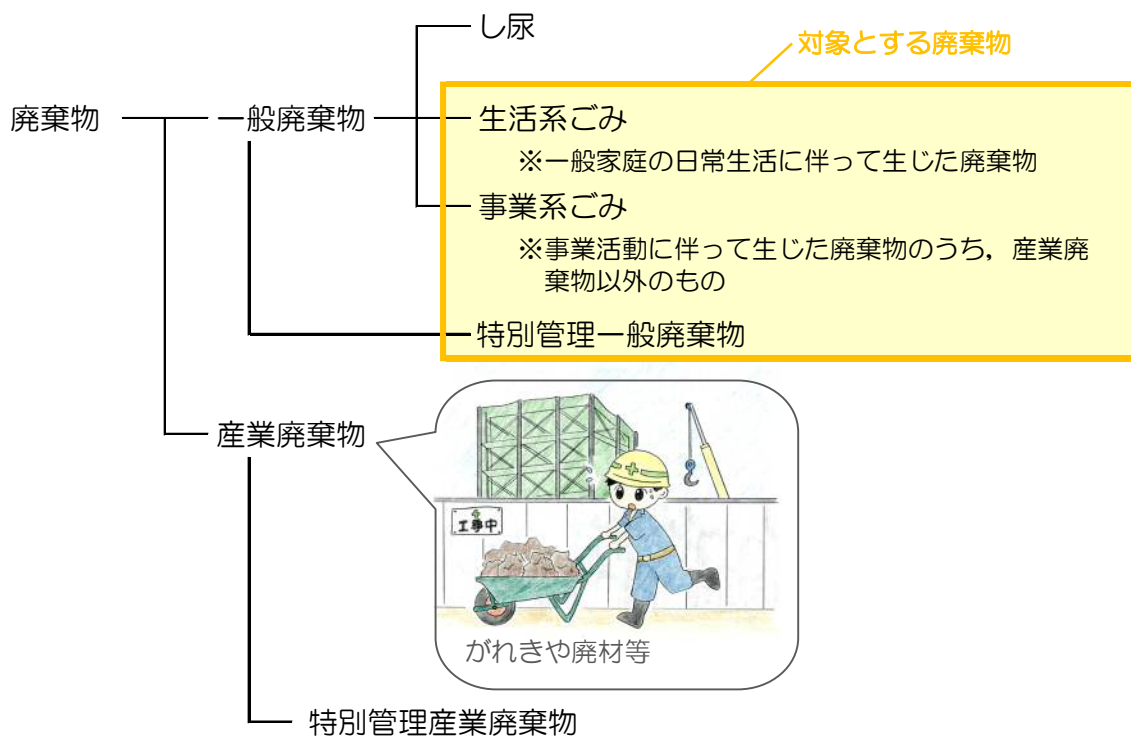
本計画の中間目標年度は、国の目標年度に合わせ、平成 32 年度で設定します。

なお、本計画は、中間目標年度の平成 32 年度に限らず、本計画の主要な事項に変更が生じた場合、必要に応じた見直しを実施します。



Ⅳ 適用範囲

本計画で対象とする廃棄物の範囲は、本市で発生する全ての一般廃棄物(ごみ)とします。



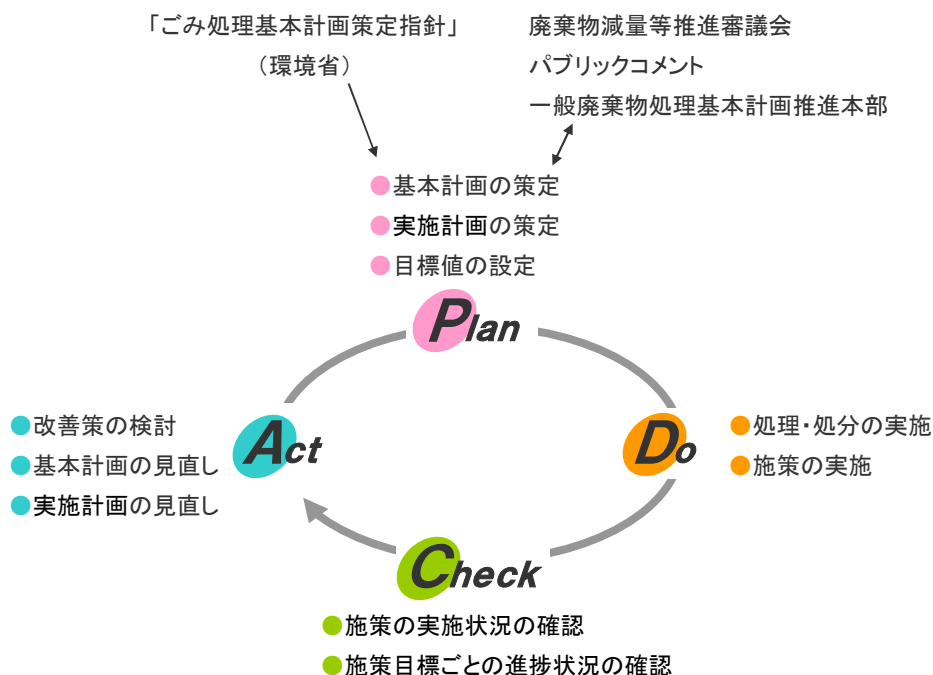
V 計画の進行管理

本計画における具体的な施策の推進に当たっては、市民・学識経験者・関係団体等の代表者等で構成される「芦屋市廃棄物減量等推進審議会」及び市長を本部長とする「芦屋市一般廃棄物処理基本計画推進本部」で施策の実施状況等を報告し進行管理を行います。

進行管理については、施策の実施状況の行政評価（施策評価）を行い、施策目標ごとに進捗状況を確認し、実施計画及び次期基本計画に反映します。

進捗状況を確認するものとしては、施策の実施状況や実績値等を活用します。

本計画のPDCAサイクル



第2章 ごみ処理の現況

I ごみ処理事業の実施状況

本市は、昭和 15 年に旧精道村の市制施行により誕生しました。

主なごみ処理事業としては、パイプラインによるごみ収集の開始（昭和 54 年度）、集団回収制度の開始（昭和 56 年度）、ごみ処理基本計画の策定（平成 7 年度）等があります。

また、直近では、持ち込みごみの予約制導入（平成 26 年度）、ペットボトル収集頻度変更（平成 27 年度）等を実施しており、各時代背景に即したごみ処理事業を実施しています。

本市のごみ処理事業の実施状況は以下のとおりです。

ごみ処理事業の実施状況

年度	市の状況・人口	施設の状況	分別の状況	手数料・助成の状況
M22	精道村誕生 人口3,285人			
T9	住宅化が進む 人口11,151人			
T15			ごみ収集開始(5日に1回 収集)	
S6		1代目焼却施設(南宮町) 竣工 32年間稼働		
S15	人口39,137人(10/1) 芦屋市誕生 人口41,925人(11/10)			
S34	人口53,911人		不燃物収集開始	
S38	人口61,188人	2代目焼却施設(10t×4 炉=40t/日・南宮町)建替 え 14年間稼働		
S45	人口68,782人	焼却施設規模変更(40t/ 日→60t/日)		
S51	芦屋浜地域完成 人口75,332人			
S52	人口75,453人	3代目焼却施設(75t×2 炉=150t/日・浜風町)建 替え 19年間稼働		
S54	人口78,600人	パイプライン(芦屋浜地 域)運転開始		
S56	人口82,614人		芦屋浜地域 カン・ビン分 別収集開始	資源ごみ集団回収助成 制度開始
H2	人口87,879人		古紙回収開始	
H3	人口87,567人		牛乳パック回収開始	生ごみ堆肥化容器購入 助成制度モニター実施
H4	人口87,541人		・ニカド電池回収開始 ・5分別収集開始(不燃ご み→カン・ビン・その他)	生ごみ堆肥化容器購入 助成制度開始
H5	人口87,127人		フリーマーケット開始	

年度	市の状況・人口	施設の状況	分別の状況	手数料・助成の状況
H7	・阪神・淡路大震災(芦屋市の30年分に当たる震災ごみが発生) ・ごみ処理基本計画策定 人口80,746人			
H8	・第1回公害防止協定による運営協議会開催(焼却施設) 人口80,780人	4代目焼却施設(115t×2炉=230t/日・浜風町)建替え 現在稼動中	粗大ごみの再資源化開始	廃棄物処理手数料改定(100kg当たり250円→700円)
H9	人口81,140人		粗大ごみリユースフェスタ開始	
H10	人口82,430人	パイプライン(南芦屋浜地域の一部)運転開始		
H11	人口83,993人			資源ごみ集団回収報奨金改定(1kg当たり5円→6円)
H12	人口85,642人		6分別収集開始(ペットボトル(追加))	
H13	人口87,186人			・家電4品目の有料処理開始 ・粗大ごみ(88品目)の有料収集処理開始(申込制) ・公共事業の廃棄物処理手数料徴収開始
H15	人口91,075人		粗大ごみ種別増加(88品目→232品目)	
H16	人口91,826人		・資源ごみ集団回収品目からビンを対象外とする ・12分別収集開始(段ボール, 雑誌・チラシ類, 新聞, 紙パック(追加)) ・拠点回収箱等撤去(牛乳パック回収箱, 空き缶圧縮機, ニカド電池回収箱)	・廃棄物処理手数料改定(100kg当たり700円→900円) ・資源ごみ集団回収報奨金改定(1kg当たり6円→4円)
H17	ごみ処理基本計画改訂 人口92,533人			
H18	廃棄物減量等推進審議会条例制定 人口93,498人			資源ごみ集団回収報奨金上限設定(1団体年間80万円まで)
H20	人口94,979人			生ごみ堆肥化容器購入助成制度終了
H21	人口95,248人		家電リサイクル品目に液晶テレビ, プラズマテレビ, 衣類乾燥機を追加	
H23	ごみ処理基本計画改訂 人口96,015人			
H24	・「芦屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」改正 ・持ち去り防止パトロール開始 人口96,613人			
H26	人口96,897人			持込ごみの予約制開始
H27	人口96,616人		ペットボトル収集頻度変更(1回/月→1回/2週)	

※M: 明治, T: 大正, S: 昭和, H: 平成を示す。

※人口は, M22~S15: 芦屋市統計書, S34~H7: 広報あしや掲載10月1日推計人口,

H8~H27: 広報あしや掲載住民基本台帳+外国人登録人口(10月1日)を使用

Ⅱ 分別区分

本市では 12 分別によるごみの収集を行っていますが、燃やすごみ等に多量の紙資源が混入しています。

本市の分別区分は、以下のとおりです。

分別区分

分別区分	対象物	収集頻度	備考
燃やすごみ	生ごみ類, 布類, プラスチック類等	週2回	月木・火金 ※
燃やさないごみ	紙資源 段ボール	段ボール	月1回 第1・5週の水曜日 ※
	紙資源 雑誌・チラシ等	雑誌, チラシ, その他紙類	月1回 第2週の水曜日 ※
	紙資源 新聞紙	新聞紙	月1回 第4週の水曜日 ※
	紙資源 紙パック	紙パック	月1回 第4週の水曜日 ※
	ペットボトル	ペットボトル	月2回 第3週の水曜日及び第1・5週 ※
	缶	スチール缶類, アルミ缶類	月1回 第3週 ※
	ビン	ジュースのビン, 調味料のビン等	月1回 第1・5週 ※
	その他燃やさないごみ	小型家電, 鉄類, ガラス類, 陶器類等	月2回 第2, 4週 ※
粗大ごみ (縦・横・高さいずれか一辺)	50cm以上の燃やすごみ, 30cm以上の燃やさないごみ	申込制	有料
一時多量ごみ	引っ越し等の一時多量ごみ	申込制	有料
植木剪定ごみ	植木剪定の木, 枝, 葉っぱ	申込制	有料

※「収集頻度」, 「備考」欄は, パイプラインによる収集地域以外を対象とします。

従来の分別区分では, 紙資源, ペットボトル, 缶, ビン, その他燃やさないごみは, 燃やさないごみに区分されています。

本計画では, 再資源化する紙資源, ペットボトル, 缶, ビンについては, 「資源ごみ」と表記し, その他燃やさないごみは, 「燃やさないごみ」と表記することとします。

分別区分の表記方法

従来の分別区分		本計画の分別区分	
燃やすごみ		燃やすごみ	
燃やさないごみ	紙資源 段ボール	紙資源 資源ごみ	段ボール
	紙資源 雑誌・チラシ等		雑誌・チラシ等
	紙資源 新聞紙		新聞紙
	紙資源 紙パック		紙パック
	ペットボトル	ペットボトル	
	缶	缶	
	ビン	ビン	
	その他燃やさないごみ	燃やさないごみ	
粗大ごみ	粗大ごみ		
一時多量ごみ	一時多量ごみ		
植木剪定ごみ	植木剪定ごみ		

- 本計画では, 紙資源, ペットボトル, 缶, ビンについて, 排出する段階を「資源ごみ」, 中間処理後を「資源化物」, 再生事業者による再生後を「再生資源化物」と表現します。

12 分別の実施状況については、市民アンケート結果から、未だ市民全体で徹底されていないと考えられます。

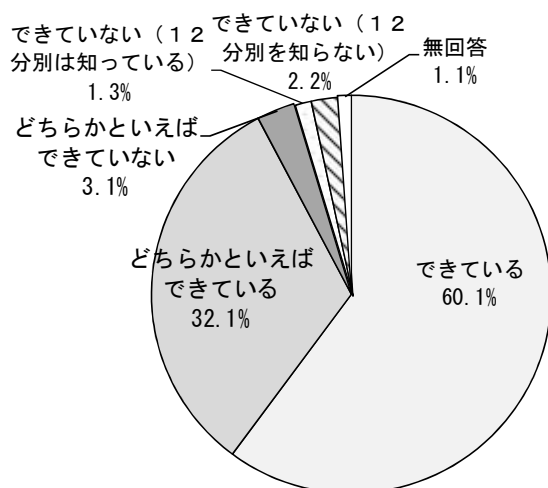
また、焼却処理量^(注)に含まれる容器包装廃棄物^(注)量調査(年4回)では、焼却処理量のうち、約8.3%が資源ごみとして回収すべき容器包装紙類であるという結果になっています。

これは、平成27年度における焼却処理量が29,347tであることから、約2,500tの紙資源(容器包装紙類^(注)に限る。)が資源化されることなく焼却処理されていたことになり、容器包装紙類に該当しない広告紙、雑誌、その他紙類等の紙資源を考慮すると当該量は更に増加することが推測されます。

さらに、ペットボトル、缶、ビンについても、紙資源と同様に燃やすごみ等への混入が確認できています。

このことから、今後、全市民が12分別を徹底できるよう周知・啓発する必要があります。

12 分別の実施状況(市民アンケート結果)



12 分別が「できている」市民が半数以上います。

今後は、12 分別が「できている」市民の割合を100%にする必要があります。

市民アンケート概要

発送数	2,000通
有効発送数	1,997通
有効回答数	1,074通
有効回答率	53.8%

焼却処理量における容器包装廃棄物混入割合

項目	H25	H26	H27	平均
金属	0.36%	0.61%	0.37%	0.44%
ガラス	0.71%	0.23%	0.35%	0.43%
紙類	7.67%	8.67%	8.50%	8.28%
ペットボトル	0.96%	2.44%	1.07%	1.49%

※ 本市調査結果から抜粋

- ・「焼却処理量」・・・燃やすごみ及び資源化施設で破砕・選別後の残さを指し、焼却施設で焼却している量
- ・「容器包装廃棄物」・・・商品を包装しているもので、中身を消費後不要となるもの。
- ・「容器包装紙類」・・・容器包装廃棄物のうち、紙製のものを指す。

Ⅲ 収集・運搬

本市の収集・運搬体制は、生活系ごみ（集団回収は除く。）と事業系ごみとで異なります。生活系ごみは、市の責任において、ごみ収集車による車両収集及びパイプライン施設による空気輸送により収集・運搬しています。

一方、事業系ごみは、事業者自らの責任において処理を行うか、市の許可業者に依頼して収集・運搬しています。

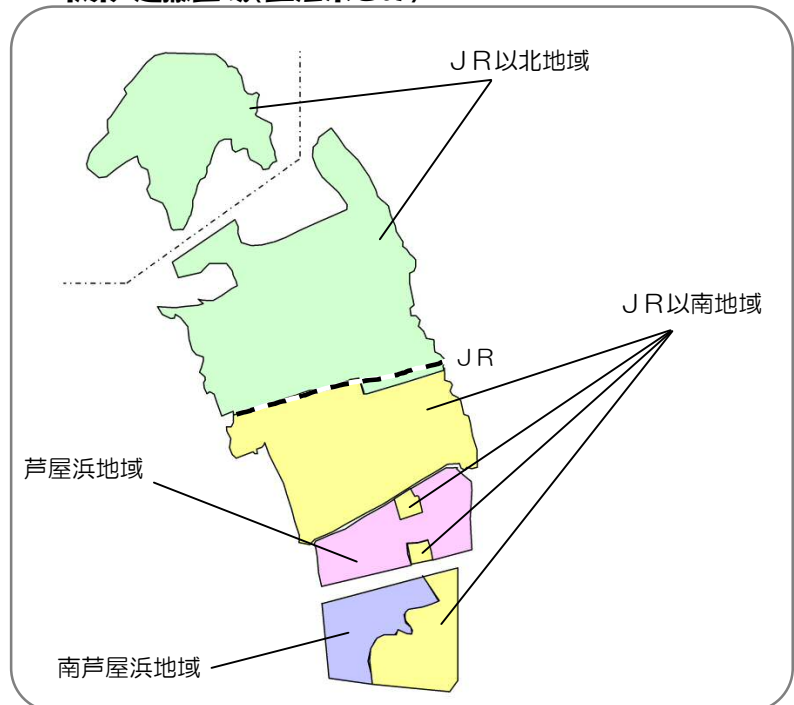
また、生活系及び事業系ごみは、事前に予約することで、芦屋市環境処理センター（以下「処理センター」という。）に直接持ち込むことができます。

Ⅲ- i 収集・運搬体制

収集・運搬体制は、地域毎に異なっており、生活系ごみ（集団回収は除く。）は、市職員による収集（直営）、委託業者による収集（委託）、パイプラインによる収集のいずれかで実施しています。

一方、事業系ごみは、事業者が自ら本市の許可業者の契約することで収集しています。

収集・運搬区域(生活系ごみ)



収集・運搬体制(生活系ごみ)

区分\区域		JR以北地域	JR以南地域	芦屋浜地域	南芦屋浜地域
燃やすごみ		委託 (ステーション)	直営 (ステーション)	パイプライン収集 直営・委託	パイプライン収集 ・直営・委託
資源ごみ	紙資源			直営・委託 (ステーション)	直営・委託 (ステーション)
	段ボール				
	雑誌・チラシ等				
	新聞紙				
	紙パック				
ペットボトル					
缶					
ピン					
燃やさないごみ		直営(ステーション)	直営(ステーション)	直営(ステーション)	直営(ステーション)
粗大ごみ					
一時多量ごみ		直営(戸別収集)	直営(戸別収集)	直営(戸別収集)	直営(戸別収集)
植木剪定ごみ		直営(戸別収集)	直営(戸別収集)	直営(戸別収集)	直営(戸別収集)

※ 芦屋浜地域及び南芦屋浜の一部地域の「燃やさないごみ」については、収集形態が異なるため、表のように記述しています。

直営及び委託の車両収集とパイプラインにおける処理経費を比較すると、パイプラインの処理経費が直営及び委託の車両収集よりも割高となっています。

パイプライン施設は、芦屋浜は昭和 54 年から、南芦屋浜は平成 10 年から稼働しているため、施設の老朽化が進んでおり、大規模な改修や更新が必要になっています。

収集・運搬体制別の処理経費

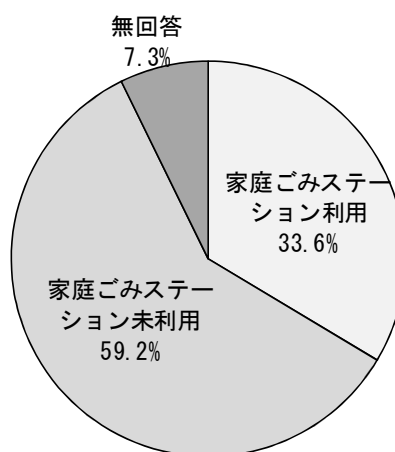
項目		単位	H22	H23	H24	H25	H26	H27
直営 及び 委託	人口	人	78,955	79,546	80,352	80,616	80,991	81,005
	世帯数	—	35,754	36,172	36,316	36,716	36,975	37,073
	収集量	t/年	18,874	19,094	18,952	18,796	18,486	18,358
	処理経費	千円	460,760	468,506	464,263	451,292	471,690	473,984
	1人当たりの処理経費	円/人	5,836	5,890	5,778	5,598	5,824	5,851
	1世帯当たりの処理経費	円/世帯	12,887	12,952	12,784	12,291	12,757	12,785
	1t当たりの処理経費	円/t	24,412	24,537	24,497	24,010	25,516	25,819
パイプ ライン	人口	人	16,538	16,469	16,261	16,043	15,906	15,611
	世帯数	—	7,271	7,319	7,208	7,160	7,209	7,151
	収集量	t/年	2,816	2,742	2,731	2,987	2,844	2,783
	処理経費	千円	220,483	179,918	203,610	289,442	169,589	193,451
	1人当たりの処理経費	円/人	13,332	10,925	12,521	18,042	10,662	12,392
	1世帯当たりの処理経費	円/世帯	30,324	24,582	28,248	40,425	23,525	27,052
	1t当たりの処理経費	円/t	78,296	65,616	74,555	96,901	59,631	69,512

事業系ごみは、処理センターへ排出する場合、許可業者に収集を委託するか、処理センター（中間処理施設）へ直接持ち込むことが原則であり、家庭ごみステーションへの排出は禁じられていますが、事業者アンケート結果では、家庭ごみステーションに排出している事業者が存在しています。

本市は、小規模な事業所が多く、事業系ごみの処理コストや労力が掛かることが要因と考えられます。

現況を是正するため、今後も事業者に対して排出ルールを周知・徹底する必要があります。

事業者の家庭ごみステーションへの排出状況(事業者アンケート結果)



事業者意向調査概要

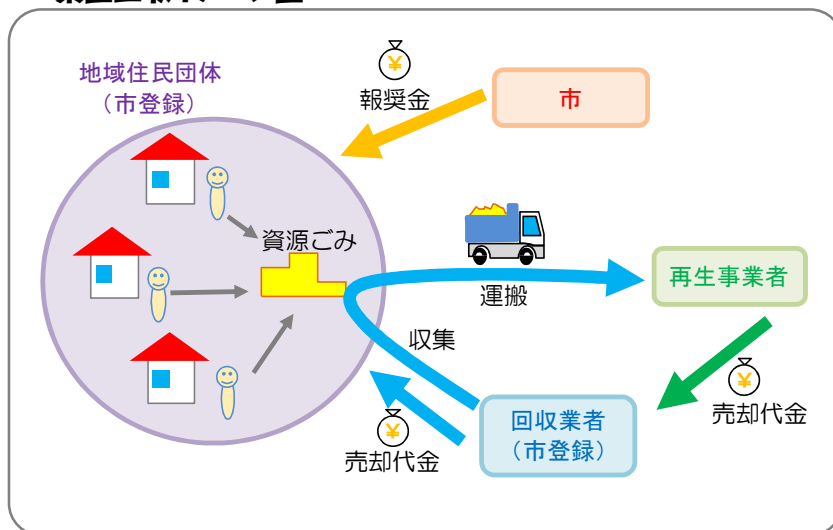
発送数	1,000通
有効発送数	907通
有効回答数	289通
有効回答率	31.9%

Ⅲ-ii 集団回収

本市では、資源ごみの集団回収を実施しています。

集団回収は、地域住民団体が回収した資源ごみ（段ボール、雑誌、広告紙、新聞、紙パック、その他紙類、古着、缶）を市に登録した回収業者が収集し再生事業者に引き渡すことで、行政が直接関与することなくごみの再資源化を促進できます。また、地域住民団体は回収量に応じて市から報奨金（4円/kg）の交付を受け、回収業者からも売却代金を得ることができます。

集団回収イメージ図



本市の過去6年間における集団回収の実績は以下のとおりです。

登録団体数は緩やかに増加傾向にあるのに対し、回収量は減少傾向にあります。

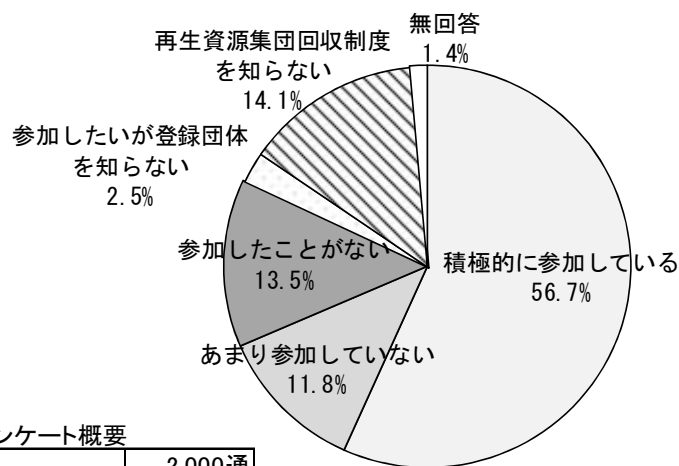
集団回収実績

項目	単位	H22	H23	H24	H25	H26	H27
登録団体数	—	157	161	160	164	165	171
回収量	t/年	4,099	4,178	4,044	4,073	3,974	3,894
報奨金	千円	16,396	16,696	16,176	16,294	15,894	15,574
1団体当たり回収量	t/年	26	26	25	25	24	23
1団体当たり報奨金	千円	104	104	101	99	96	91

市民アンケート結果では、市民の概ね半数以上が集団回収に積極的に参加しています。

一方、参加意欲があるにもかかわらず登録団体を知らない市民や再生資源集団回収制度自体を知らない市民も存在していることから、今後、市（行政）が積極的に集団回収が推進されるよう市民に働きかける必要があります。

集団回収の実施状況(市民アンケート結果)



市民アンケート概要

発送数	2,000通
有効発送数	1,997通
有効回答数	1,074通
有効回答率	53.8%

Ⅲ-Ⅲ さわやか収集

本市では、自ら家庭ごみステーションへごみを排出することが困難であり、親族等の協力を得ることができない高齢者や障がいのある方に対し、生活系ごみ（集団回収を除く。）を戸別収集する「さわやか収集」を実施しています。



Ⅲ-Ⅳ 処理センターへの持ち込み

本市で発生する家庭系ごみ及び事業系ごみは、直接処理センターへ持ち込むことが可能です。

なお、平成 26 年 10 月から、持ち込みを希望する 1 週間前から前日までに予約が必要となっています。

IV 中間処理

収集した燃やすごみは、処理センターの焼却施設で焼却処理しています。

また、資源ごみ、燃やさないごみ及び粗大ごみは、処理センターの資源化施設で資源物を回収後、残渣は焼却施設で焼却処理しています。

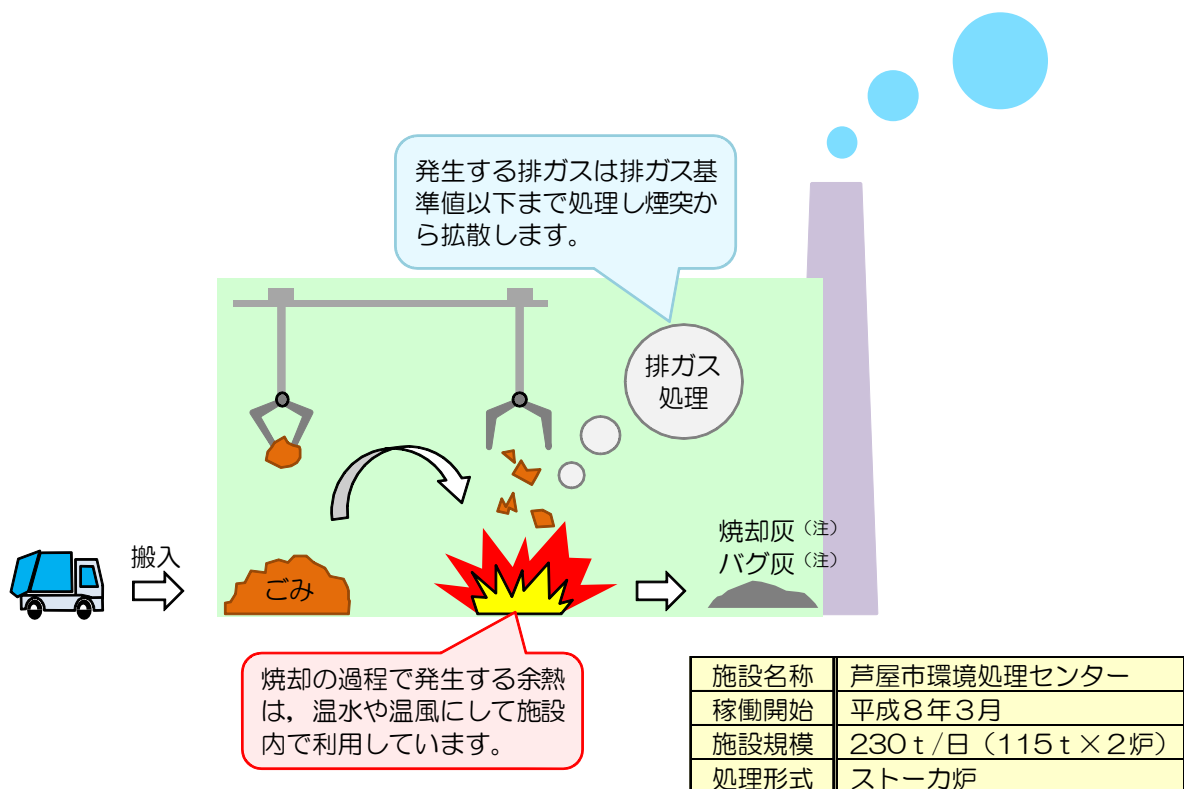
IV-i 焼却施設

収集した燃やすごみは、処理センターの焼却施設において焼却処理しています。

焼却処理の過程で発生する排ガスは、排ガス処理設備において法規制値よりも厳しい基準値（住民協定値）まで適正に処理し、処理後の測定値をごみ搬入口に設置した電光掲示板にて常時公表しています。

焼却施設は平成8年の稼働から20年が経過し、老朽化が進行しており、今後も安定かつ効率的な施設運営を行っていくため対策を検討する必要があります。

焼却施設概要



- ・「焼却灰」・・・焼却処理の過程で発生する灰の内、焼却炉から排出される灰を指す。
- ・「バグ灰」・・・焼却処理の過程で発生する灰の内、排ガス処理設備で捕集される灰を指す。

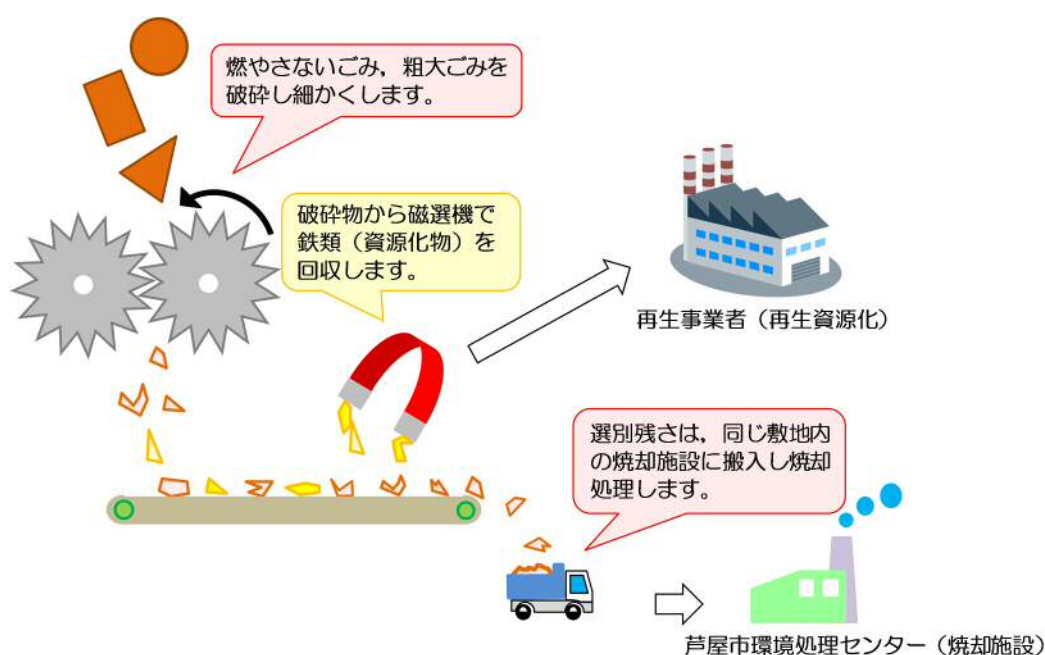
IV-ii 資源化施設

収集した資源ごみ、燃やさないごみ及び粗大ごみは、処理センターの不燃物処理施設及びペットボトル減容施設（以下、「資源化施設」という。）において適正に処理し、資源化物を回収しています。

また、旧焼却施設の管理棟を平成8年度に改修し、再生可能な家具類・自転車等の修理・再生を行い、リユースフェスタを開催するためのリサイクルセンターとして利用しています。

資源化施設も焼却施設と同様に老朽化対策が必要となっています。

資源化施設概要

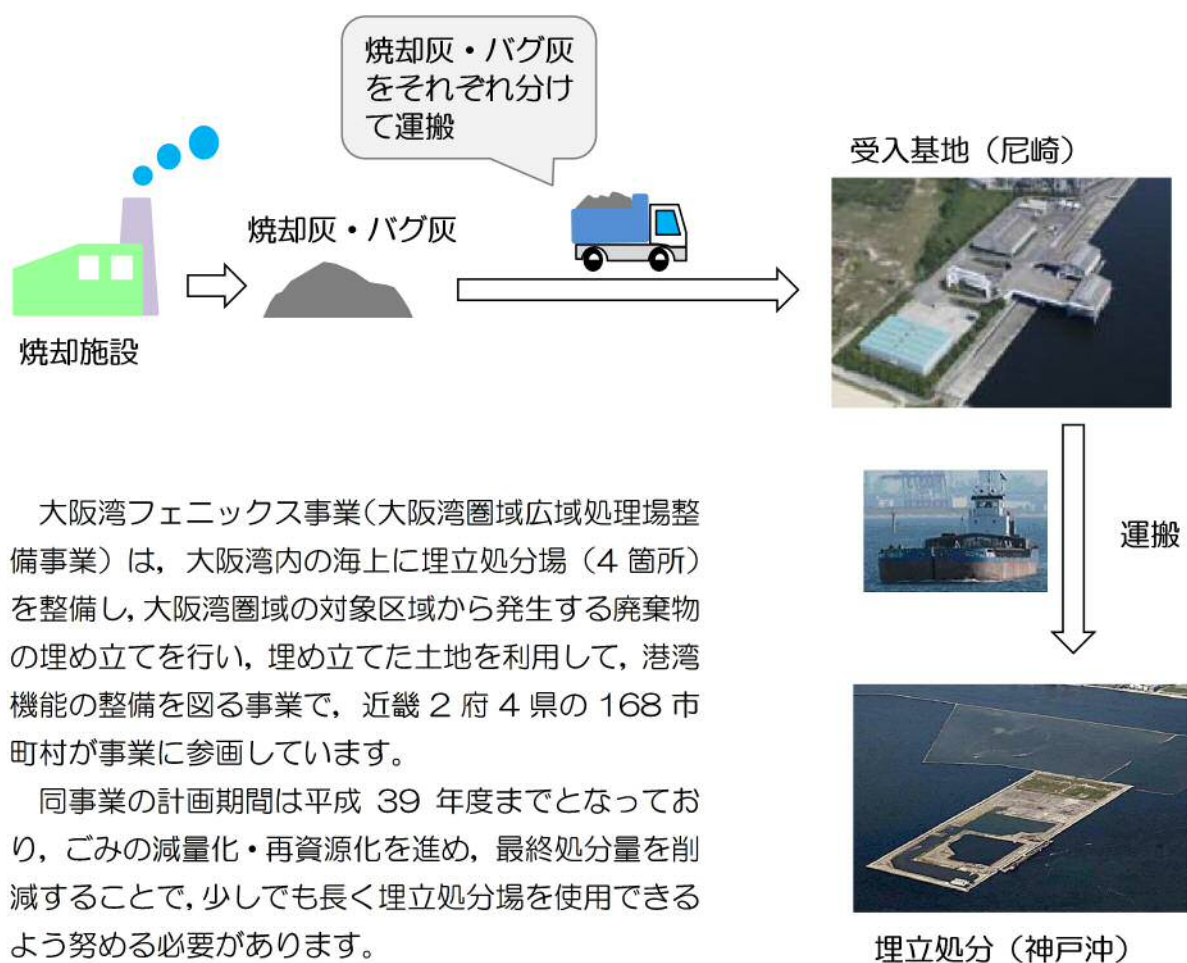


項目		処理能力	稼働開始
不燃物処理施設	缶圧縮設備	10t/8h	昭和52年7月1日
	切断設備	—	平成2年11月1日
	破碎設備(不燃性粗大)	5~8t/5h	平成4年12月1日
	破碎設備(可燃性粗大)	10t/5h	平成10年3月31日
ペットボトル減容設備		300kg/h	平成12年7月1日

V 最終処分

焼却処理の過程で発生する焼却灰・バグ灰は、大阪湾広域臨海環境整備センター（以下、「大阪湾フェニックスセンター」という。）が管理する「神戸沖埋立処分場」において埋立処分しています。

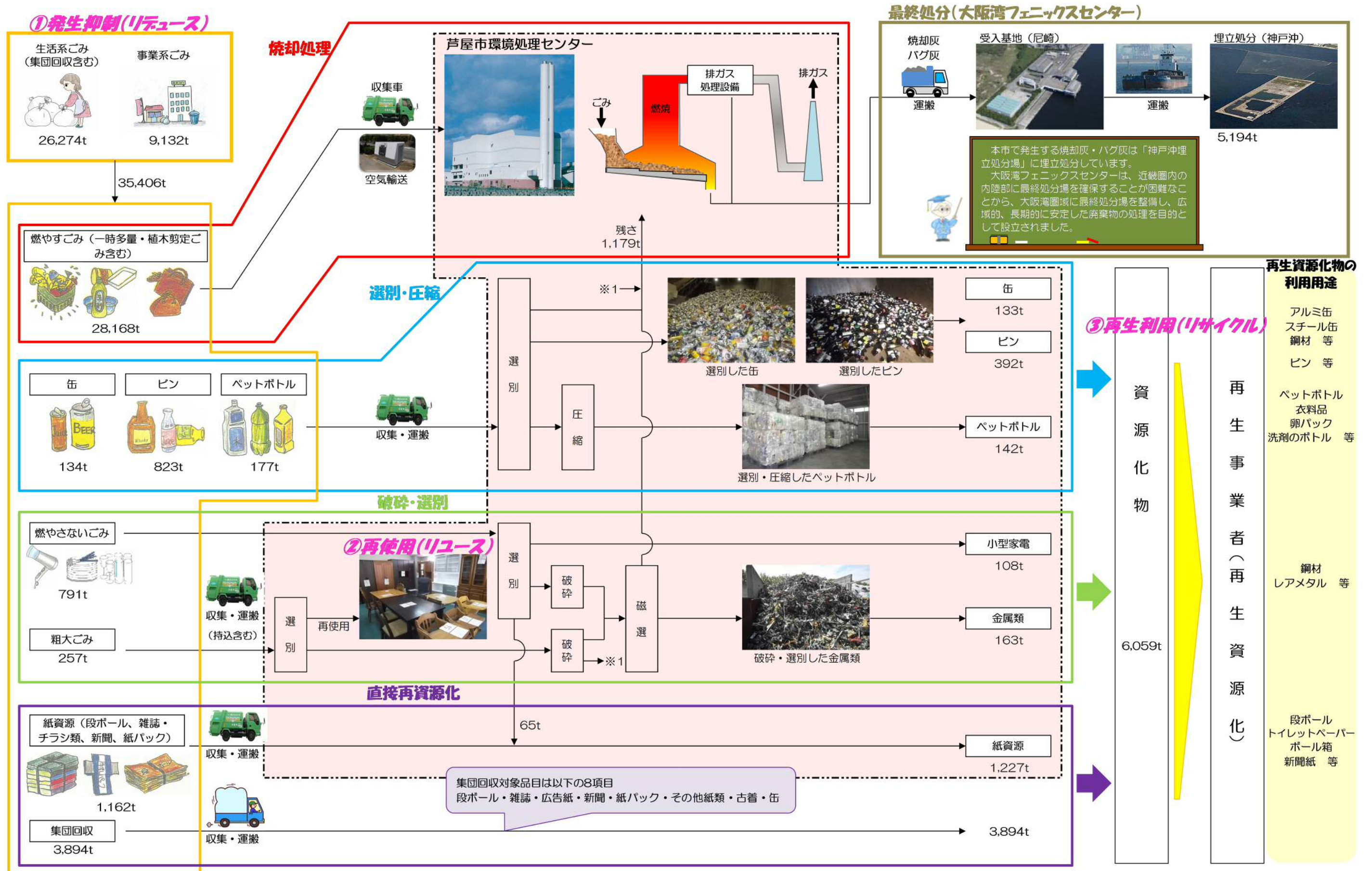
最終処分概要



大阪湾フェニックス事業（大阪湾圏域広域処理場整備事業）は、大阪湾内の海上に埋立処分場（4箇所）を整備し、大阪湾圏域の対象区域から発生する廃棄物の埋め立てを行い、埋め立てた土地を利用して、港湾機能の整備を図る事業で、近畿2府4県の168市町村が事業に参画しています。

同事業の計画期間は平成39年度までとなっており、ごみの減量化・再資源化を進め、最終処分量を削減することで、少しでも長く埋立処分場を使用できるよう努める必要があります。

芦屋市で発生するごみの処理フロー



3R優先度：①発生抑制(リデュース) > ②再使用(リユース) > ③再生利用(リサイクル)

※ 表中の数字は平成27年度実績値
※ 表中の破線内は環境処理センターでの処理

VI ごみ排出量

本市のごみ排出量は、減少傾向にあります。全国の実績値と比べると、高い値で推移しています。

本市の過去6年間（平成22～27年度）における、ごみ排出量実績とその内訳は以下のとおりです。

ごみ排出量は、国が策定している循環型社会形成推進基本計画（以下「国計画」という。）において、1人1日当たりのごみ排出量（g/人・日）で目標値を設定しており、全国の実績値と比較することも考慮し、当該指標で検証します。

生活系ごみは、国計画において、各年度の生活系ごみ排出量を人口及び年間日数で除して算出した、1人1日当たりの排出量（g/人・日）で目標値を設定しており、市民の日常生活活動に伴って排出されるごみであることも考慮し、当該指標で検証します。

一方で、事業系ごみは、国計画において年間の排出量（t/年）で目標値を設定しており、生活系ごみと異なり事業活動に伴って排出されることも考慮し、当該指標で検証します。

ごみ排出量実績

単位:t/年

項目\年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27
生活系ごみ ^(注)	26,739	26,978	26,691	26,858	26,403	26,274
燃やすごみ	19,211	19,340	19,229	19,486	19,281	19,177
燃やさないごみ	699	669	661	656	636	650
資源ごみ ^(注)	2,358	2,406	2,410	2,379	2,281	2,296
缶	151	131	149	146	136	134
ビン	774	827	795	801	767	823
ペットボトル	149	139	144	144	141	177
紙資源	1,284	1,309	1,322	1,288	1,237	1,162
粗大ごみ	372	385	347	264	231	257
集団回収 ^(注)	4,099	4,178	4,044	4,073	3,974	3,894
事業系ごみ ^(注)	10,278	10,152	10,154	10,530	9,886	9,132
燃やすごみ	10,110	10,016	10,015	10,368	9,732	8,991
燃やさないごみ	168	136	139	162	154	141
ごみ排出量	37,017	37,130	36,845	37,388	36,289	35,406
人口(人)	95,493	96,015	96,613	96,659	96,897	96,616

- ・「排出量」・・・処理センターに搬入されたごみ量及び集団回収量
- ・「処理量」・・・処理センターにおいて処理した量。
- ・「生活系ごみ」・・・市民が生活する上で発生する一般廃棄物（家庭系ごみ、資源ごみ及び集団回収の合計）のこと。
- ・「資源ごみ」・・・生活系ごみのうち、紙資源、ペットボトル、缶、ビンのこと。
- ・「集団回収」・・・地域住民団体が独自に排出する資源ごみのこと。
- ・「事業系ごみ」・・・事業者が事業活動をする上で発生する廃棄物で、産業廃棄物以外の一般廃棄物のこと。

VI- i ごみ排出量

本市の過去6年間（平成22～27年度）における、1人1日当たりのごみ排出量実績とその内訳は以下のとおりです。

1人1日当たりのごみ排出量は、全体的に減少傾向にあります。

1人1日当たりのごみ排出量実績

単位:g/人・日

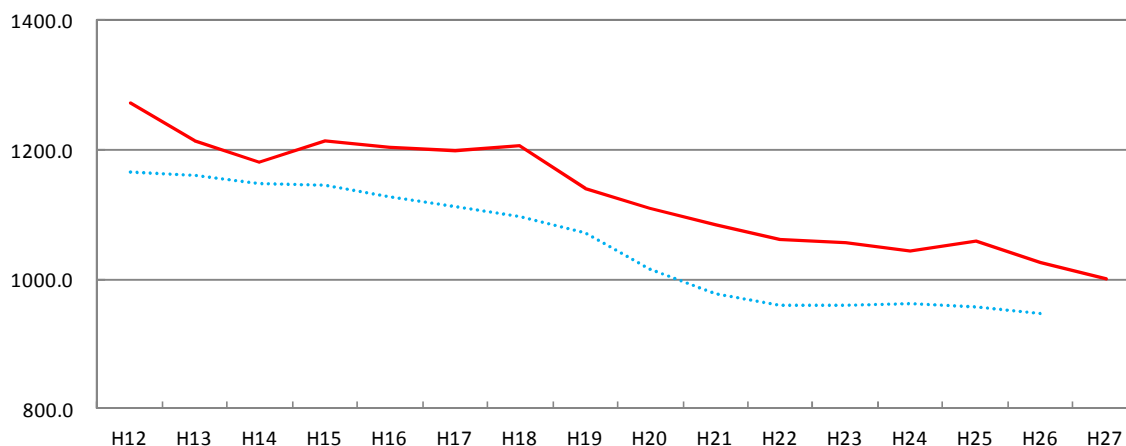
項目\年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27
生活系ごみ	767.2	767.6	756.8	761.2	746.6	743.1
燃やすごみ	551.2	550.3	545.3	552.3	545.2	542.3
燃やさないごみ	20.1	19.0	18.7	18.6	18.0	18.4
資源ごみ	67.6	68.4	68.3	67.4	64.5	65.0
缶	4.3	3.7	4.2	4.1	3.8	3.8
ビン	22.2	23.5	22.5	22.7	21.7	23.3
ペットボトル	4.3	4.0	4.1	4.1	4.0	5.0
紙資源	36.8	37.2	37.5	36.5	35.0	32.9
粗大ごみ	10.7	11.0	9.8	7.5	6.5	7.3
集団回収	117.6	118.9	114.7	115.4	112.4	110.1
事業系ごみ	294.9	288.9	287.9	298.5	279.6	258.3
燃やすごみ	290.1	285.0	284.0	293.9	275.2	254.3
燃やさないごみ	4.8	3.9	3.9	4.6	4.4	4.0
ごみ排出量	1,062.1	1,056.5	1,044.7	1,059.7	1,026.2	1,001.4

全国と本市の1人1日当たりのごみ排出量の推移は、以下のとおりです。

本市は、全国の実績値よりも若干高い値で推移していますが、要因については後述する生活系ごみと事業系ごみの項目で検証することとします。

1人1日当たりのごみ排出量推移(全国及び本市)

(g/人・日)



..... 全国 — 芦屋市(実績値)

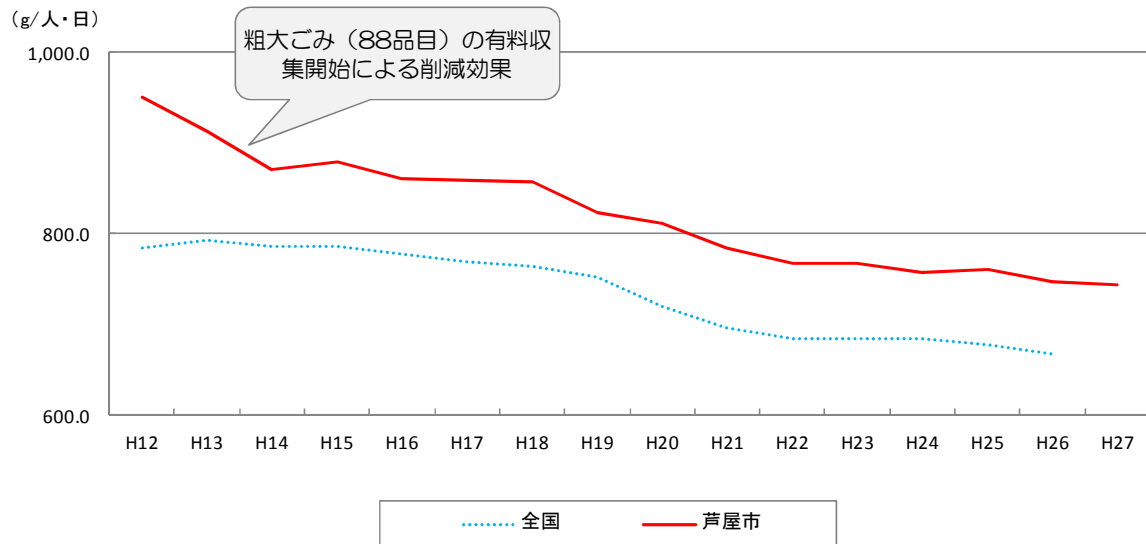
VI-ii 生活系ごみ排出量

全国と本市の1人1日当たりの生活系ごみ排出量の推移は、以下のとおりです。

本市の1人1日当たりの生活系ごみ排出量は、平成13年度から開始した粗大ごみの有料化により大きく減量し、その後も緩やかな減少傾向で推移しています。

また、全国の実績値よりも高い値で推移していますが、減少傾向はほぼ同様です。

1人1日当たりの生活系ごみ排出量推移(全国及び本市)

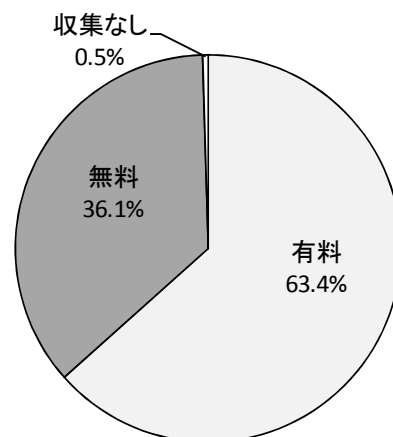


全国の生活系ごみ有料化導入の状況は、右図のとおりです。

生活系ごみの有料化は、ごみの減量化に大きな効果があり、全国の約63%の市区町村が導入していますが、本市では導入していないことが国の実績値よりも高い要因の1つとして考えられます。

しかし、本市の生活系ごみは、後述する方策を推進することにより減量化が可能と考えており、有料化の導入については、今後の生活系ごみ排出量の推移を見て検討することとします。

有料化(粗大除く)導入状況



出典：「一般廃棄物の排出及び処理状況等(平成26年度)について」(環境省)

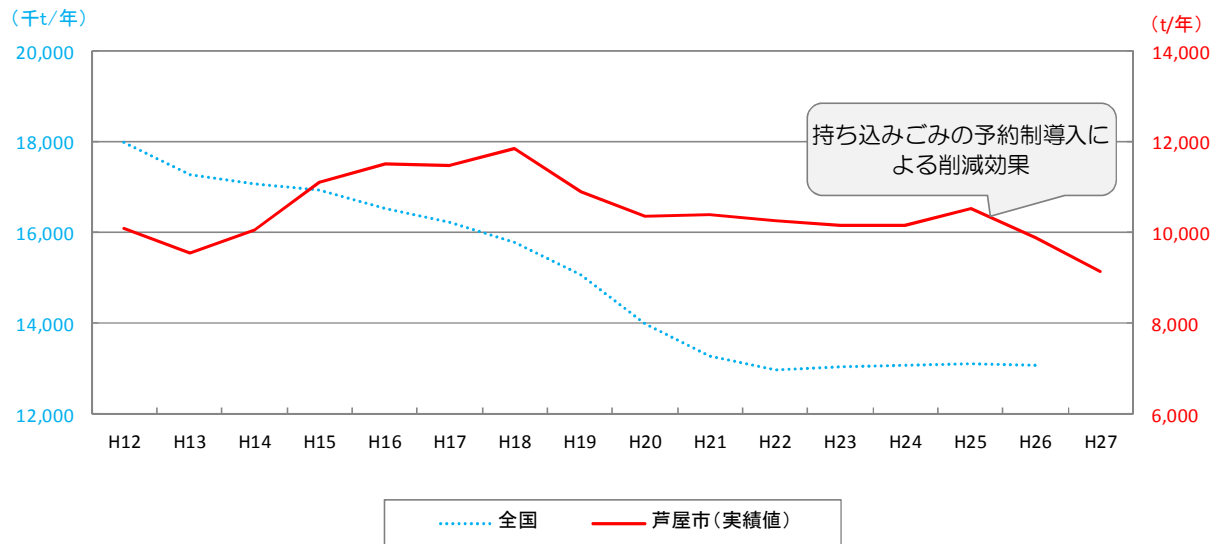
VI-iii 事業系ごみ排出量

全国及び本市の事業系ごみ排出量の推移は、以下のとおりです。

本市の事業系ごみ排出量は、平成 26 年 10 月から導入した持ち込みごみの予約制により大きく減量しており、平成 27 年度においても継続して減量しています。

また、排出量の傾向は、国と大きく異なっています。

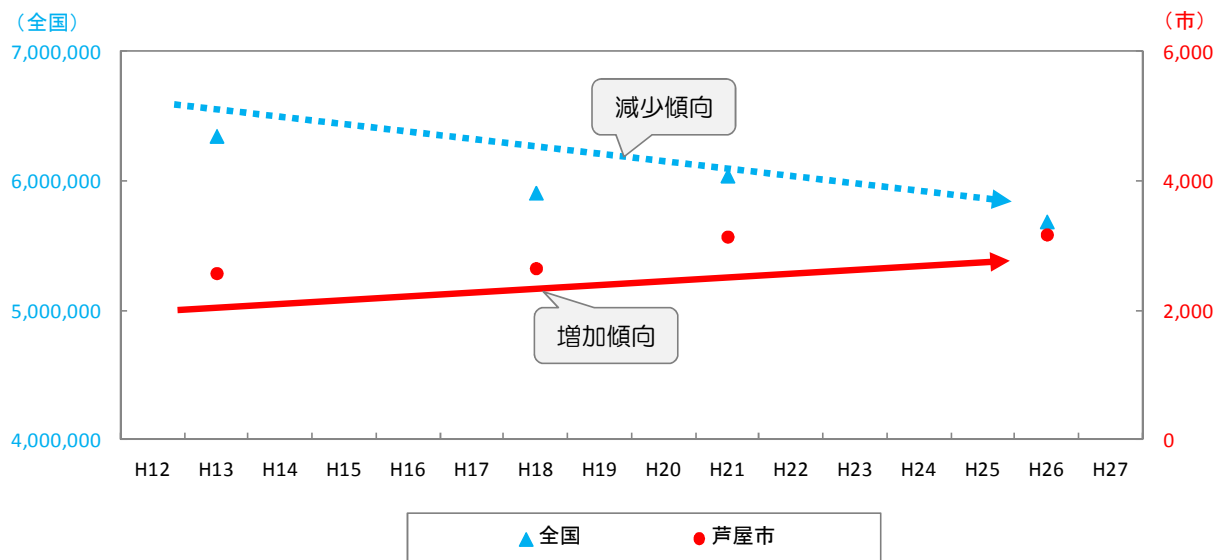
事業系ごみ排出量推移(全国及び本市)



事業系ごみの排出量は、経済状況や地域の事業形態の影響を大きく受け、一般的に事業所数が増加する程、増加する傾向にあります。

全国と本市の事業所数の推移（経済センサス基礎調査）を見ると、全国の実業所数（事業内容等不詳を除く。）が減少傾向にあるのに対し、本市は増加傾向にあり、本市の事業系ごみ排出量の推移が全国と乖離している要因と考えられます。

事業所数推移(全国及び本市)



Ⅶ ごみ処理量

本市のごみ処理量は、ごみ排出量に応じて全体的に減少する傾向にあります。

本市の過去6年間（平成22～27年度）における、ごみ処理量実績とその内訳は、以下のとおりです。

焼却施設では、燃やすごみ及び資源化施設から資源化物を選別処理する過程で発生する選別残渣（以下「選別残渣」という。）を焼却処理しています。

焼却施設処理量

単位:t/年

項目\年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27
搬入	31,016	30,976	30,844	31,124	30,161	29,347
燃やすごみ	29,321	29,356	29,244	29,854	29,013	28,168
選別残渣	1,695	1,620	1,600	1,270	1,148	1,179
搬出	5,374	5,233	5,500	5,759	5,228	5,194
焼却灰・バグ灰	5,374	5,233	5,500	5,759	5,228	5,194

資源化施設では、資源ごみ、燃やさないごみ及び粗大ごみの破碎・選別・減容処理等を行っており、選別された資源化物は、再生事業者へ引き渡しています。

資源化施設処理量

単位:t/年

項目\年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27
搬入	3,597	3,596	3,557	3,461	3,302	3,344
燃やさないごみ	867	805	800	818	790	791
資源ごみ	2,358	2,406	2,410	2,379	2,281	2,296
缶	151	131	149	146	136	134
ビン	774	827	795	801	767	823
ペットボトル	149	139	144	144	141	177
紙資源	1,284	1,309	1,322	1,288	1,237	1,162
粗大ごみ	372	385	347	264	231	257
搬出	3,597	3,596	3,557	3,461	3,302	3,344
資源化物	1,902	1,976	1,957	2,191	2,154	2,165
缶	113	109	113	137	136	133
ビン	377	411	272	365	395	392
ペットボトル	72	91	102	127	136	142
紙資源	1,284	1,309	1,322	1,288	1,237	1,227
金属類	56	56	148	274	250	271
選別残渣	1,695	1,620	1,600	1,270	1,148	1,179

リサイクル率は、本市のごみ処理量のうち、再資源化される資源物量を示しています。

リサイクル率は、3Rのうちの再生利用（リサイクル）を推進するため、国で策定している廃棄物処理法基本方針及び兵庫県廃棄物処理計画において、目標値（66，67ページ参照）が設定されています。

リサイクル率

単位:t/年

項目\年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27
処理量	37,017	37,130	36,845	37,388	36,289	35,406
資源化量	6,001	6,154	6,001	6,264	6,128	6,059
資源化物	1,902	1,976	1,957	2,191	2,154	2,165
集団回収	4,099	4,178	4,044	4,073	3,974	3,894
リサイクル率	16.2%	16.6%	16.3%	16.8%	16.9%	17.1%

※ 処理量は集団回収を含む。

最終処分量は、焼却施設において燃やすごみ及び選別残渣を焼却する過程で発生する焼却灰・バグ灰の全量です。

最終処分量は、全国的に最終処分場の確保が困難となっていることから、国で策定している廃棄物処理法基本方針及び兵庫県廃棄物処理計画において、目標値（66，67ページ参照）が設定されています。

最終処分量

単位:t/年

項目\年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27
最終処分量	5,374	5,233	5,500	5,759	5,228	5,194

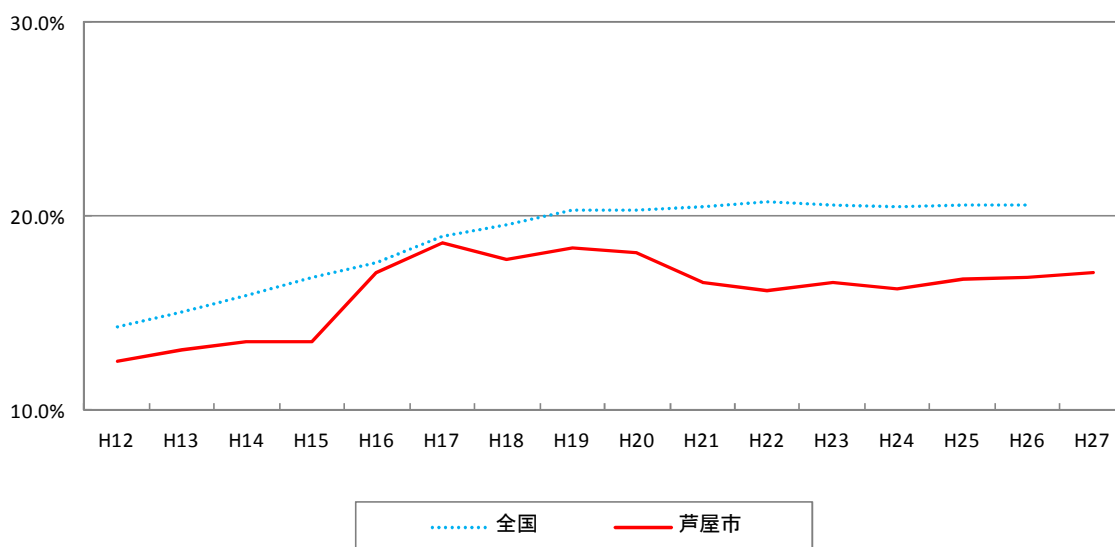
Ⅶ- i リサイクル率

全国と本市のリサイクル率の推移は、以下のとおりです。

本市のリサイクル率は、家庭系ごみの減量や平成 16 年度から開始した 12 分別収集により平成 17 年度までは上昇傾向にあり、それ以降は緩やかな減少傾向で推移していましたが、平成 25 年 4 月からステンレス屑及び被覆電線、平成 27 年 2 月から小型家電、同年 4 月から紙類及び古着を処理センターにて選別回収したことにより、近年微増しています。

また、全国の実績値よりも低い割合で推移していますが、傾向はほぼ同様です。

リサイクル率推移(全国及び本市)



本市のリサイクル率は、全国の実績値より低い値で推移しています。

リサイクル率の向上のため、プラスチック製容器包装の分別収集による再資源化や焼却灰・バグ灰のセメント原料化等が考えられますが、前述したとおり燃やすごみに多量の紙資源が混入しているため、まずは紙資源の適正な分別を推進する必要があります。

平成 26 年度資源化量比較(全国及び本市)

項目	全国 (千t/年)	芦屋市 (t/年)
資源化量	9,129	6,128
処理量	44,344	36,289
リサイクル率	20.6%	16.9%

VII-ii 集団回収

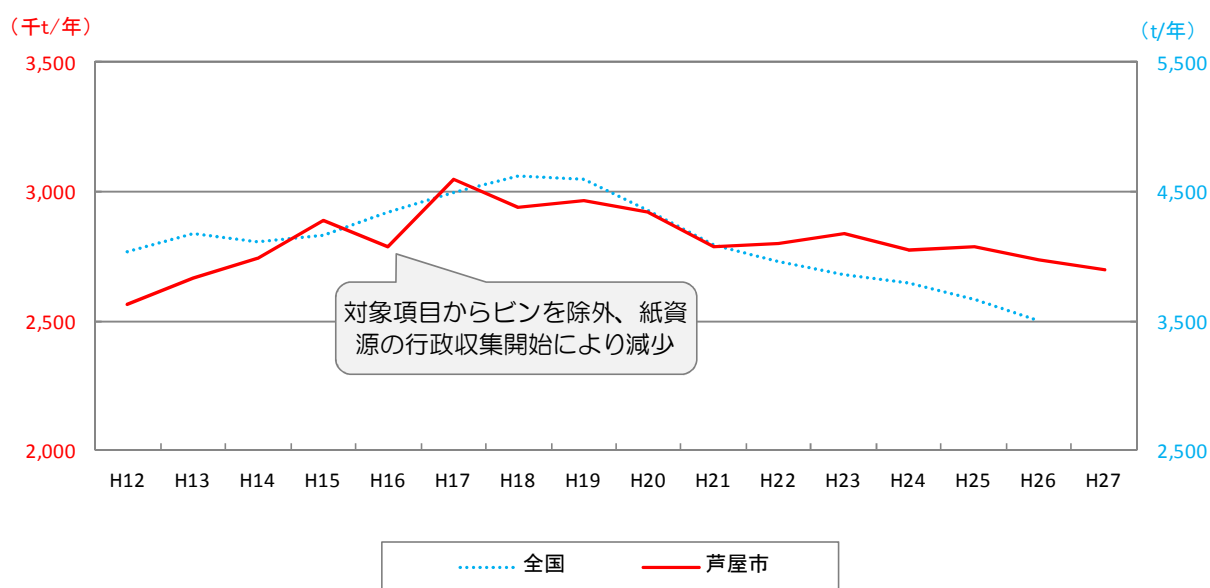
集団回収は、処理する過程で行政が直接関与しないシステムですが、集団回収の推進は本市の中間処理施設における処理量を減じることができ、処理コストの低減が図れるため、本計画の目標値に設定します。

全国と本市の集団回収の推移は以下のとおりです。

平成 17 年度までは増加傾向にありましたが、その後緩やかな減少傾向で推移しています。

また、全国の実績値とほぼ同様に推移しています。

集団回収量推移(全国及び本市)



全国と本市の資源ごみの収集及び直接搬入量と集団回収量の割合は、以下のとおりです。全国の実績値に比べ本市の集団回収が占める割合は高く、収集している資源ごみの約60%以上を集団回収によって回収しています。

集団回収は市民が主体となって取り組むため、ごみに関する意識の向上のみならず、収集量に応じて市から交付される報奨金や回収業者からの売却代金が地域住民団体の活動資金となることから、地域コミュニティの形成、活性化にもつながります。

また、前述したとおりごみ処理コストの軽減を図ることができるため、今後も積極的に推進する必要があります。

平成 26 年度資源ごみ収集量比較(全国及び本市)

項目	全国 (千t/年)	芦屋市 (t/年)
収集及び直接搬入量	4,915 (66.3%)	2,281 (36.5%)
集団回収量	2,503 (33.7%)	3,974 (63.5%)
合計	7,418	6,255

※ ()は合計に対する割合

Ⅶ-Ⅲ 最終処分量

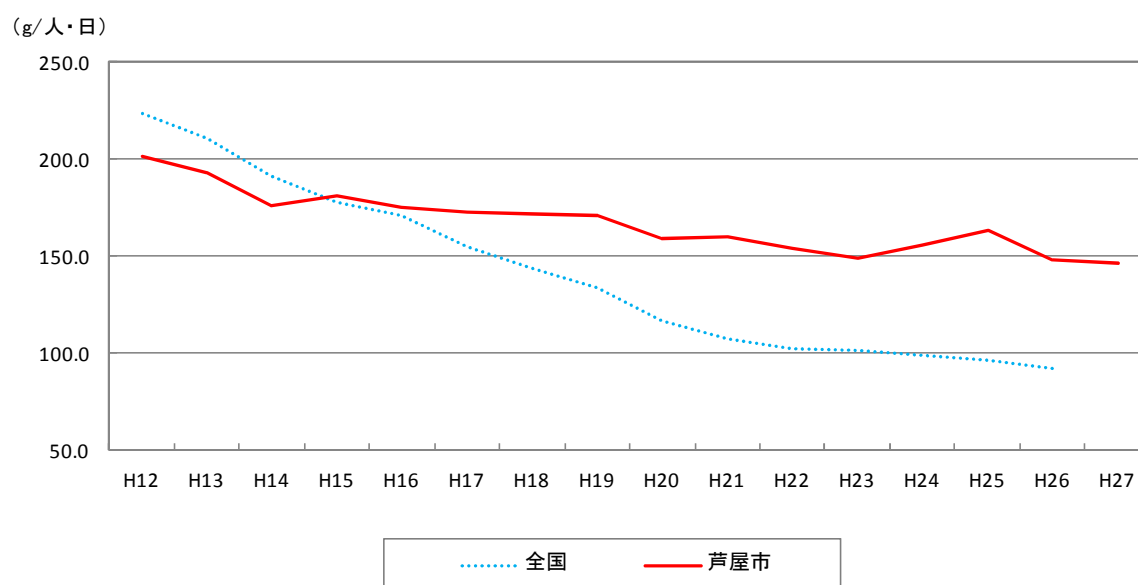
全国と本市の1人1日当たりの最終処分量の推移は、以下のとおりです。

本市では平成8年から稼働している焼却施設において、燃やすごみ及び選別残渣を焼却処理しており、焼却の過程で発生する焼却灰・バグ灰を最終処分しています。

そのため、ごみの減量化・再資源化により燃やすごみ等の排出量が減少すると、最終処分量も同様に減少傾向で推移しています。

一方で、全国的に灰の溶融や資源化による最終処分量の削減が推進されてきたため、全国の実績値は本市よりも強い減少傾向で推移しています。

1人1日当たりの最終処分量推移(全国及び本市)



Ⅷ ごみ処理の評価

ごみ処理の現況を本市の類似自治体と比較すると、特に1人1日当たりのごみ排出量が高い値となっています。

「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール(環境省平成26年度実態調査結果)」(以下、「評価支援ツール」という。)を用いた評価結果は以下のとおりです。

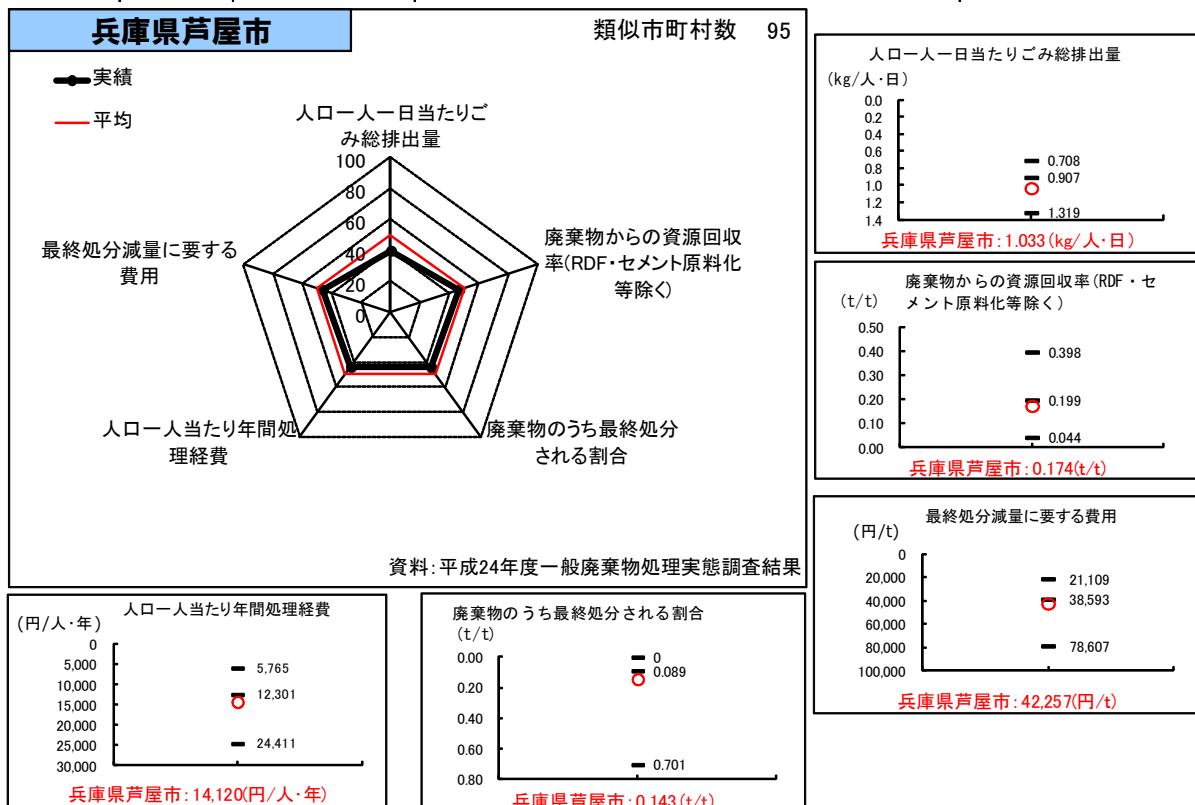
類似都市の実績値と比べると、1人1日当たりのごみ排出量が多く、リサイクル率、最終処分率は低い値となっています。

これらの要因として、1人1日当たりのごみ排出量はごみの減量化方策の周知・啓発不足、リサイクル率はプラスチック製容器包装の再資源化を実施していないこと、最終処分率は灰の熔融や資源化を実施していないことが考えられます。

処理経費は、処理施設の規模、処理方式、施設の供用年数、収集体制、分別項目数、収集地域の面積等の影響を受けるため、評価支援ツールによる適切な評価は困難ですが、今後も適正処理を実施しつつ、経費削減の方法を模索する必要があります。

評価支援ツール結果

項目	単位	本市	平均	最大	最小	偏差値
1人1日当たりのごみ排出量	kg/人・日	1.033	0.907	1.319	0.708	39.6
リサイクル率(RDF・セメント原料化等除く)	t/t	0.174	0.199	0.398	0.044	46.5
最終処分率	t/t	0.143	0.089	0.701	0.000	44.5
1人当たりの処理経費	円/人・年	14,120	12,301	24,411	5,765	44.0
最終処分減量に関する費用	円/t	42,257	38,593	78,607	21,109	46.3



第3章 前計画の評価

I 前計画の基本理念と基本方針

前計画では、課題を解決するために基本理念と基本方針を定め、計画を策定しています。

前計画の基本理念と基本方針は以下のとおりです。

● 基本理念

資源が循環し、地球温暖化が防止される芦屋市を目指した、未来の市民に誇れるごみ処理システムの構築

● 基本方針

(1) ごみ減量化・再資源化の推進

国及び兵庫県のごみ削減目標を満たすとともに、リサイクルの拡大や施設整備・有料化等による減量化・再資源化目標を定め、近隣市の状況を見ながら、①排出抑制、②再使用、③再生利用の順に推進する。

(2) マテリアルリサイクル・熱回収（中間処理）の推進

焼却施設及びリサイクル施設については、経済性を考慮し、施設の延命を図るとともに、マテリアルリサイクルによる③再生利用や焼却による④熱回収を推進していく。

(3) 適正処理の実施

『大阪湾フェニックス』の適正維持を図るために、受入基準を順守し、かつ最終処分量の減量を推進することで、⑤適正処理を実施する。

(4) 収集・運搬の効率化

廃棄物運搬用パイプラインによる収集は、施設の老朽化等により、今後、維持管理費や補修費の増加が考えられるが、コスト縮減対策の検討等を行い効率的な運用を図る。

(5) 地球温暖化防止

地球温暖化防止に寄与するごみ処理システムの構築を推進する。

II 前計画目標値達成状況

前計画では、中間目標年度を平成27年度とし、① 1人1日当たりのごみ排出量、② 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量、③ 事業系ごみ排出量の3項目について「第二次循環型社会形成推進基本計画」（以下「第二次国計画」という。）における目標値を参考に、目標値を設定していますが、いずれの項目も未達成となっています。

前計画における目標値

項目		第二次国計画	前計画(芦屋市)	平成27年度実績 (芦屋市)
策定年度		平成20年3月	平成24年3月	
基準年度		平成12年度	平成12年度	平成12年度
目標年度		平成27年度	平成27年度 (中間目標年度)	
目標値	① 1人1日当たりのごみ排出量※	約10%減 【1,049.9g/人・日】	約25%減 (955.1g/人・日)	約21%減 (1,001.4g/人・日)
	② 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	約20%減 【518.6g/人・日】	約30%減 (551.0g/人・日)	約28%減 (568.0g/人・日)
	③ 事業系ごみ排出量	約20%減 【14,392千t/年】	約20%減 (8,084t/年)	約10%減 (9,132t/年)

※ ごみ排出量＝生活系ごみ^(注)(家庭系ごみ^(注)＋資源ごみ^(注)＋集団回収^(注))＋事業系ごみ^(注)

※ 【 】は、全国の目標値を示す。ただし、値は本市推計値。

※ ()は、本市の実績値及び目標値を示す。

前計画を策定するに当たり、① 1人1日当たりのごみ排出量、② 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の2項目が、平成19年度時点で第二次国計画の目標値を満足していたため、更に厳しい目標値を設定しましたが、平成22年度以降は想定した程、減量化・再資源化が進まず、いずれの項目も未達成となっています。

- ・「生活系ごみ」・・・市民が生活する上で発生する一般廃棄物（家庭系ごみ、資源ごみ及び集団回収の合計）のこと。
- ・「家庭系ごみ」・・・資源ごみ及び集団回収を除いた生活系ごみのこと。
- ・「資源ごみ」・・・生活系ごみのうち、紙資源、ペットボトル、缶、ピンのこと。
- ・「集団回収」・・・地域住民団体が独自に排出する資源ごみのこと。
- ・「事業系ごみ」・・・事業者が事業活動をする上で発生する廃棄物で、産業廃棄物以外の一般廃棄物のこと。

① 1人1日当たりのごみ排出量削減率

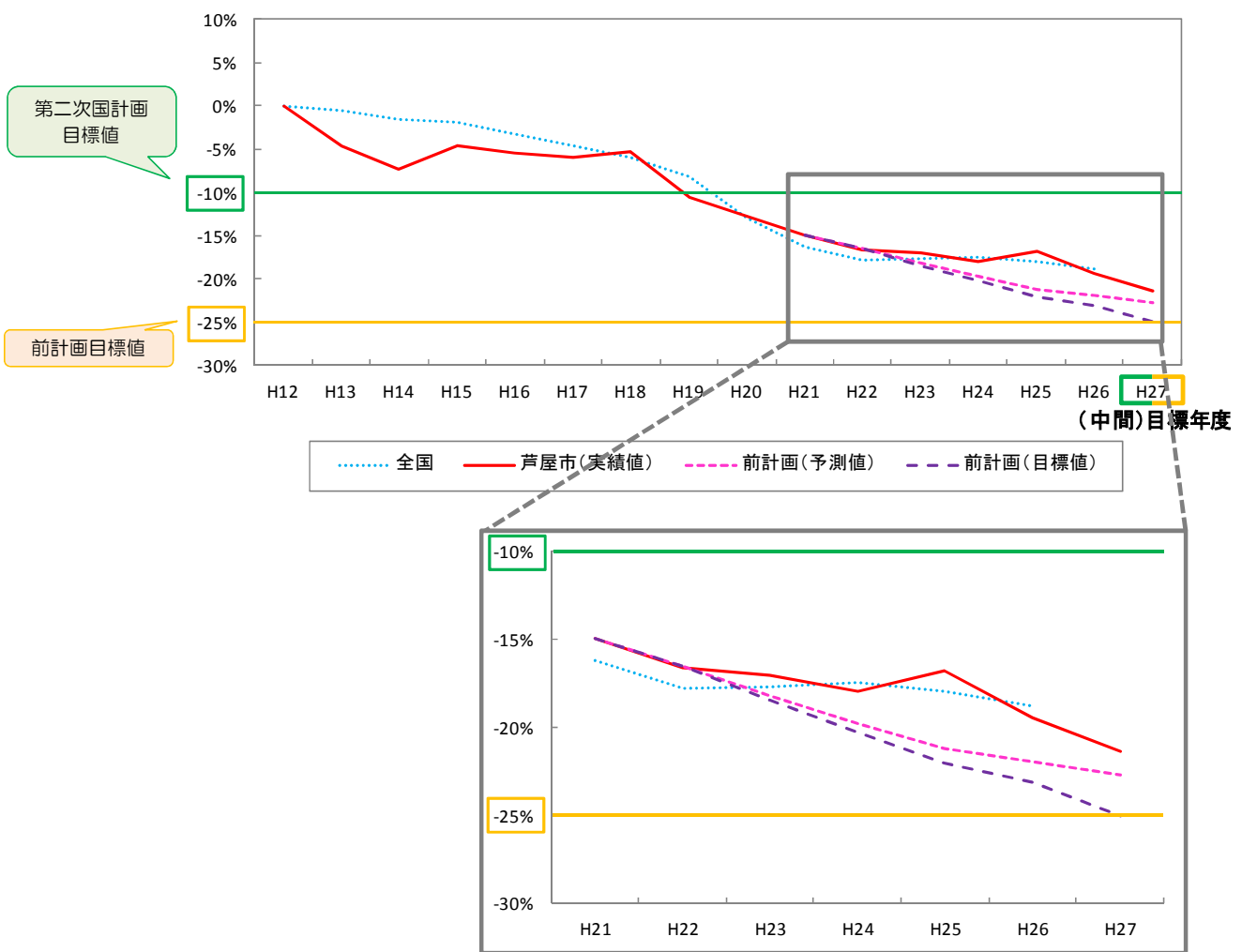
本市の1人1日当たりのごみ排出量削減率は、以下のとおりです。

なお、グラフの前計画（予測値）と前計画（目標値）は、前計画において過去5年間（平成17～21年度）の実績値を基に算出した予測値及び目標値を表しています。

ごみ排出量の推移は、概ね全国の傾向と同様に推移しており、平成19年度時点で第二次国計画の目標値を達成し、平成27年度において約21%減となっています。

1人1日当たりごみ排出量は、② 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量及び③ 事業系ごみ排出量を基に算出しているため、検証は以降の項目で行います。

1人1日当たりのごみ排出量削減率(平成12年度基準)



② 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量削減率

本市の1人1日当たりの家庭系ごみ排出量削減率は、以下のとおりです。

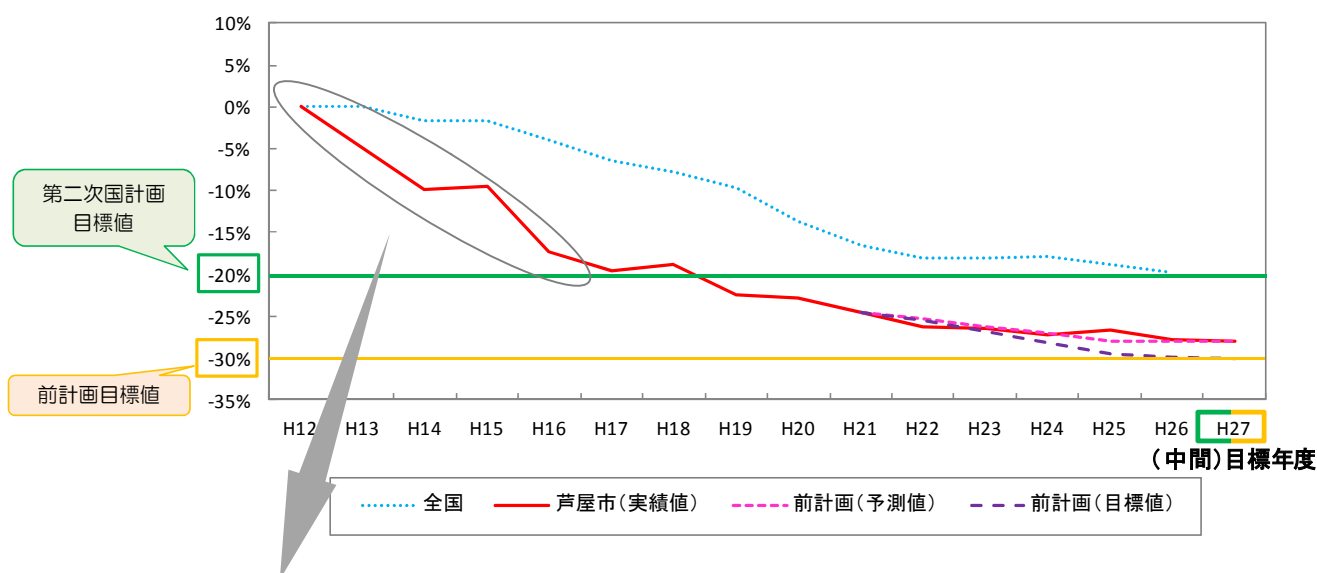
家庭系ごみの推移は、概ね前計画の予測値と同様に推移しており、平成19年度時点で第二次国計画の目標値を達成し、平成27年度において約28%減となっています。

前計画では燃やすごみ等に含まれる資源ごみの回収や、レジ袋・食品ロス削減による生活系ごみの減量を想定し、予測値から更に減量した目標値を設定しています。

しかし、平成22年度以降は全国の傾向と同様に減少傾向が鈍化したため、前計画の目標値（平成27年度で30%減）は未達成となっています。

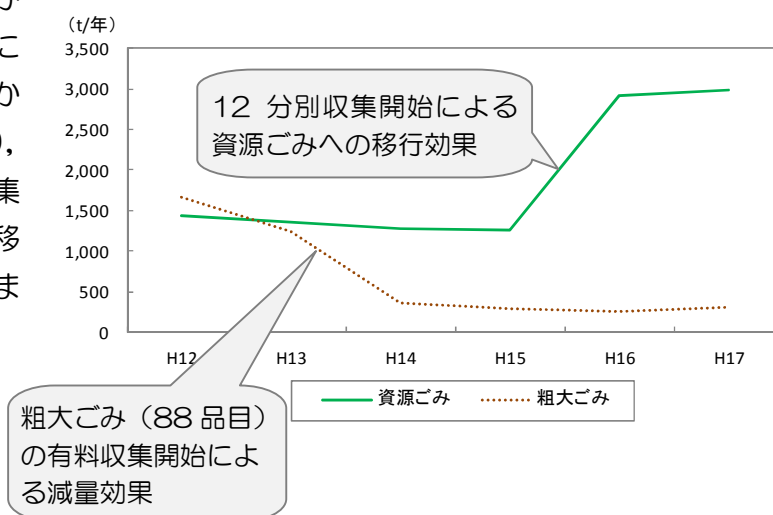
家庭系ごみは、前計画の目標値を達成できていないものの順調に減量できていると考えられる一方で、近年、減少傾向が弱まりつつあることや、前述したとおり、燃やすごみに資源ごみが高い割合で混入していることが想定されることを踏まえると、今後も減量施策等を継続し、分別の推進をより一層図る必要があります。

1人1日当たりの家庭系ごみ排出量削減率(平成12~27年度)(平成12年度基準)



平成12年度~17年度における急激な減量は、平成13年度から開始した粗大ごみの有料化による減量効果や、平成16年度から開始した12分別収集により、それまで燃やすごみとして収集していた紙資源が資源ごみへ移行したことが要因と考えられます。

資源ごみ及び粗大ごみの推移(平成12~17年度)



③ 事業系ごみ排出量削減率

本市の事業系ごみ排出量削減率は、以下のとおりです。

事業系ごみの推移は、全国の実績値と大きく乖離しており、平成 27 年度において約 10% 減しているものの、前計画及び第二次国計画の目標値（平成 27 年度で 20% 減）は未達成となっています。

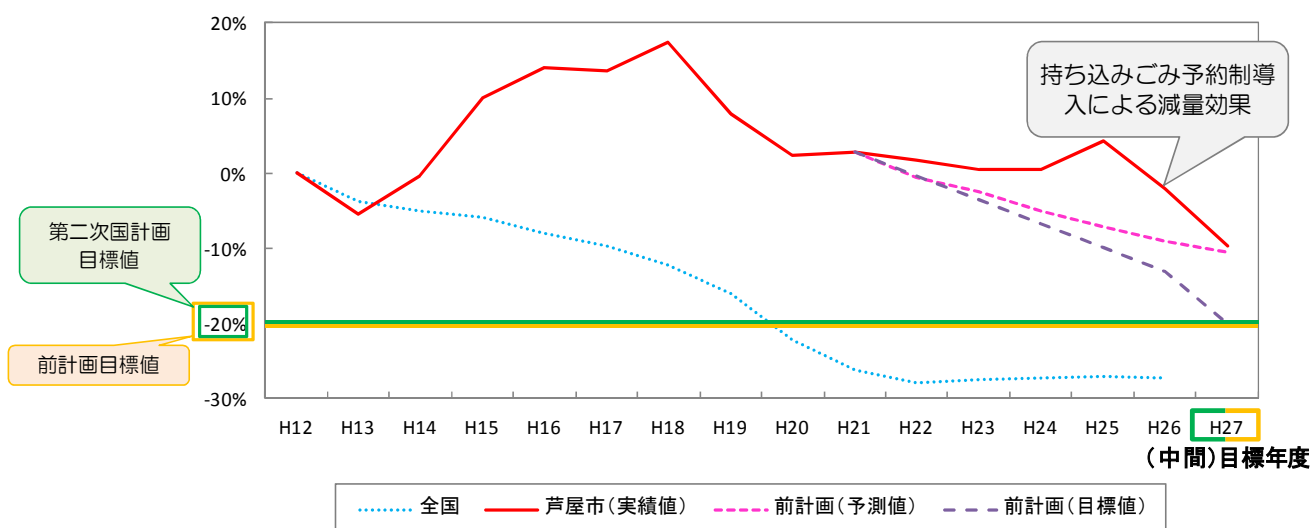
前計画では、平成 17～21 年度の実績値を基に予測値を算出しているため、当該値が強い減少傾向を示しています。

また、目標値は予測値よりも厳しい値を設定することが一般的であるため、平成 27 年度において第二次国計画と同値の 20% 減を設定しています。

しかし、前述したとおり、本市の事業所数は増加傾向（全国的には減少傾向）にあることや、事業系ごみが経済状況や地域の事業形態の影響を大きく受けるため予測が困難であることが、実績値が予測値及び目標値から乖離した要因と考えられます。

一方で、平成 26 年 10 月から導入した持ち込みごみの予約制による減量効果が確認できるため、当該施策については評価できます。

事業系ごみ排出量削減率推移(平成 12～27 年度)(平成 12 年度基準)

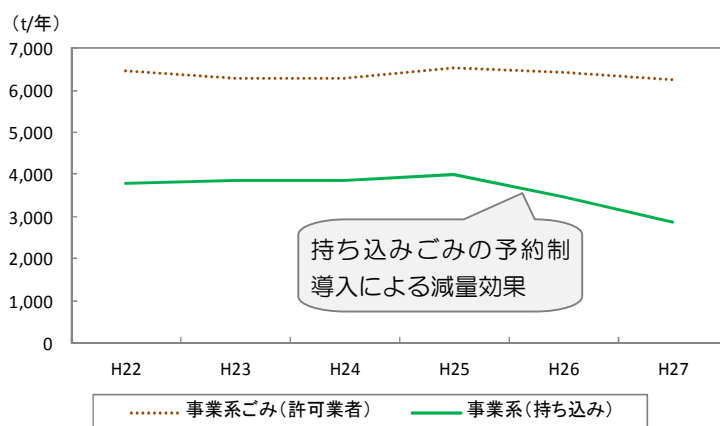


事業系ごみ排出量は、平成 27 年度においても減少傾向が見られ、内訳を見ると、許可業者により収集される事業系ごみ排出量は、ほぼ横ばいで推移しているのに対し、処理センターへ直接持ち込まれる事業系ごみ排出量は減量しています。

このことから、平成 26 年 10 月から導入した持ち込みごみ予約制の効果が確認できます。

事業系ごみは、現在実施している「方策の拡充」や「新規の方策」を講じることにより、更なる減量が可能であると考えます。

事業系ごみ排出量推移(平成 22～27 年度)



Ⅲ 前計画の方策取組状況

前計画では、目標値を達成するための方策として市民、事業者、市（行政）に対し、それぞれの役割を示しており、それら方策の取組状況を検証するため、平成 27 年度に「ごみ処理のあり方等に関する市民意向調査」（以下「市民アンケート」という。）及び「ごみ処理のあり方等に関する事業者意向調査」（以下「事業者アンケート」という。）を実施しました。

Ⅲ- i 市民の役割

① グリーンコンシューマーとしての活動

概要	グリーンコンシューマーとは、商品を購入する際に重視するポイントとして、価格、安全、性能に加えて環境性を考慮する人を指します。 本方策は、市民が、グリーンコンシューマーを意識した活動を推進するものです。
分類	発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）
現況	実施率は約 6%（市民アンケート結果）と他方策と比較して極端に低い結果となっており、グリーンコンシューマーという単語自体が市民に定着していないことが要因と考えられます。
対策	本方策は、循環型社会の形成を目指すに当たって引き続き推進すべき方策なため、今後は市民に理解しやすい方策名への変更や、他方策との統廃合を検討することで啓発方法を見直します。

② 5R 生活の推進

概要	前計画で示した 5R とは、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の 3R に、拒否（リフューズ）、修理（リペア）を加えたものです。 本方策は、市民が、日常の中で 5R を意識した生活を推進するものです。
分類	発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）、拒否（リフューズ）、修理（リペア）
現況	5R 生活の推進は、減量化・再資源化に関する方策全てに通じる方策であるため、詳細は他の方策の概要及び現況において評価します。
対策	本方策は、他方策と重複する内容を含むため、他の方策項目において検討します。

③ 買い物袋（マイバッグ）持参運動の推進

概要	本方策は、市民が、買い物時に買い物袋を持参することで、レジ袋等の削減効果を期待するものです。
分類	発生抑制（リデュース）
現況	実施率は約 75%（市民アンケート結果）と比較的高い結果となっており、市民の生活にある程度浸透していると考えられます。
対策	市民に加えて事業者への協力要請を併せて行い、実施率のさらなる向上を図ります。

④ 過剰包装の拒否

概要	本方策は、市民が、買い物時に二重包装や小分け袋の過剰包装の防止を推進するものです。
分類	発生抑制（リデュース）
現況	実施率は約 59%（市民アンケート結果）と比較的高い結果となっており、市民の生活にある程度浸透していると考えられます。
対策	市民に加えて事業者への協力要請を併せて行い、実施率のさらなる向上を図ります。

⑤ リターナブル容器製品の購入

概要	リターナブル容器製品とは、中身消費後も再使用できる容器で、ビール瓶等を指します。本方策は、市民が、買い物時に積極的にリターナブル容器製品を選択購入することを推進するものです。
分類	再使用（リユース）
現況	実施率は約 18%（市民アンケート結果）と低い結果となっており、リターナブル容器製品自体の流通量が少なくなっていることが要因と考えられます。
対策	リターナブル容器製品自体の流通が少なくなっているものの、減量化として有効な方策名ため、引き続き啓発活動を行います。

⑥ 製品の長期間使用

概要	本方策は、市民が、製品を大切に長期間使用し、購入、使用、廃棄のサイクルを長くすることを推進するものです。
分類	発生抑制（リデュース）
現況	実施率は約 37%（市民アンケート結果）とやや低い結果となっており、改善の必要があります。
対策	市民に加えて事業者への協力要請を併せて行い、実施率のさらなる向上を図ります。

⑦ 生ごみの排出抑制（生ごみ処理機、生ごみ堆肥化容器）

概要	本方策は、市民が、生ごみ処理機による生ごみの乾燥や、生ごみ堆肥化容器による生ごみの堆肥化を実施することで、生ごみの減量を推進するものです。
分類	発生抑制（リデュース）
現況	実施率は約 5%（市民アンケート結果）と低い結果となっており、生ごみ堆肥化容器の購入助成制度を平成 20 年 3 月に終了したことや、堆肥の利用先が確保できていないことが要因と考えられます。
対策	今後は段ボールコンポストの啓発方法を見直し、可能な範囲で実施率の向上を図ります。

⑧ 生ごみの水切りの推進

概要	生ごみの 70~80%は水分が占めていると言われています。本方策は、市民が、排出段階で水切りをすることで、生ごみの減量を推進するものです。
分類	発生抑制（リデュース）
現況	実施率は約 63%（市民アンケート結果）と比較的高い結果となっており、市民の生活にある程度浸透していると考えられます。
対策	本方策は、高い減量効果を見込むことができるため、継続して啓発します。また、ごみの細組成分析を行い生ごみの詳細な排出状況を把握します。

⑨ 紙類，缶，ビンの家庭内での分別の徹底

概要	本方策は，市民が，資源ごみである紙資源，缶，ビンの分別を徹底し，家庭ごみステーションや集団回収，スーパー等の店頭回収へ適切に排出することで，資源ごみの再資源化を推進するものです。
分類	再生利用（リサイクル）
現況	実施率は約 89%（市民アンケート結果）と高い結果となっておりますが，前述したとおり，まだ多くの紙資源が焼却処理されていることが想定できるため，改善の必要があります。
対策	本方策は，紙類，缶，ビンに限らず 12 分別が徹底されるよう，市民が理解しやすい啓発方法を検討し，資源ごみの燃やすごみ等への混入を防止します。

⑩ エアコン，テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマ），冷蔵庫・冷凍庫，洗濯機・衣類乾燥機の資源有効利用の推進

概要	本方策は，市民が，家電リサイクル法に該当するエアコン，テレビ，冷蔵庫・冷凍庫，洗濯機・衣類乾燥機を廃棄する際に，取扱店等に依頼して適正処理を遵守することを義務付けるものです。
分類	再生利用（リサイクル）
現況	本市の中間処理施設には，該当する廃棄物は搬入されておらず，適切に処理されているものと考えられます。
対策	本方策は，家電リサイクル法に準じて市民や事業者が義務付けられているため，引き続き家庭ごみハンドブック等により啓発します。

⑪ 再利用や再資源化しやすい製品の購入，リサイクル製品の購入，グリーン購入の推進

概要	本方策の概要は，「① グリーンコンシューマーとしての活動」と同様です。グリーン購入とは，製品やサービスを購入する際に，価格や品質，利便性，デザインだけでなく環境への影響を考慮し，環境負荷ができるだけ小さいものを優先して購入することを言います。
分類	再生利用（リサイクル）
現況	「① グリーンコンシューマーとしての活動」のとおり。
対策	「① グリーンコンシューマーとしての活動」のとおり。

⑫ 各種リサイクル法に伴う経費負担

概要	本方策は，市民が，自動車リサイクル法を遵守することを義務付けるものです。。
分類	再生利用（リサイクル）
現況	現在，自動車を購入する際にリサイクル料金を支払う仕組みとなっております。
対策	本方策は，自動車リサイクル法に準じて市民や事業者が義務付けられた事項であるため，本計画の方策項目から除外します。

⑬ 処理手数料の負担

概要	本方策は、市民が、ごみを本市の中間処理施設へ直接持ち込む場合や、粗大ごみ、一時多量ごみ、植木の剪定ごみを排出する場合に、市が設定する金額を支払うことを義務付けるものです。
分類	再生利用（リサイクル）
現況	適切に徴収できています。
対策	本方策は、本市の条例に準じて市民に義務付けられた事項であり、今後、近隣自治体の状況を見て検討します。

⑭ 「エコキャップ運動」への協力

概要	エコキャップ運動とは、ペットボトルの蓋（キャップ）を再資源化事業者に売却し、その売却益を元に発展途上国の子どもへワクチンを寄贈する運動のことです。 本方策は、市民が、エコキャップ運動に積極的に協力することを推進するものです。
分類	再生利用（リサイクル）
現況	現在、本市では、本方策に取り組んでいません
対策	本方策は、本計画の方策項目外とします。

III - ii 事業者の役割

① 「スリム・リサイクル宣言の店」への加入

概要	「スリム・リサイクル宣言の店」とは、本市でごみの減量化・再資源化に取り組む店舗や事業所を指します。 本方策は、事業所が、「スリム・リサイクル宣言の店」に該当する活動を積極的に実施することを推進するものです。
分類	発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）
現況	現在、登録店舗が市内 44 店舗（平成 27 年 8 月現在）のみとなっているため、改善の必要があります。
対策	ごみの減量化・再資源化のためには事業者の協力が不可欠であり、本方策は循環型社会の形成を目指すに当たって引き続き推進すべき方策であるため、事業者へ協力要請を行い、登録店舗数の増加を図ります。

② 事業活動におけるグリーン購入の推進

概要	本方策は、事業者が、積極的に再利用部品や再生原材料を使用した製品等の購入を推進するものです。
分類	再生利用（リサイクル）
現況	実施率は約 29%（事業者アンケート結果）と低い結果となっており、改善の必要があります。
対策	本方策は、循環型社会の形成を目指すに当たって引き続き推進すべき方策であるため、啓発方法を見直し、実施率の向上を図ります。

③ 排出事業者責任の徹底と不適正処理の防止

概要	本方策は、事業者が、事業活動に伴い生じる事業系ごみの適正処理を推進するものです。
分類	適正処理
現況	市（行政）では、本市の事業所を対象として平成 22、25、27 年度に実施したアンケートの戸別配布時に、適正処理についての啓発を実施しています。 しかし、多くの事業系ごみが家庭ごみステーション及びパイプライン投入口へ排出されていることが想定されるため、改善の必要があります。
対策	事業系ごみの適正処理及び減量化・再資源化は優先して対応すべき事項のため、家庭ごみステーションはもとより、パイプライン投入口へ排出している事業者への指導、搬入される事業系ごみの展開検査を実施し、事業系ごみの適正処理を図ります。

III-III 市(行政)の役割

① 買い物袋（マイバッグ）持参運動の実施

概要	本施策は、市（行政）が、芦屋市消費者協会と共催（当時）し、買い物時の買い物袋の持参を推進するものです。
分類	発生抑制（リデュース）
現況	「III-i 市民の役割 ③ 買い物袋持参運動の推進」のとおりですが、現在、芦屋市消費者協会は休会中のため、引き続き、市（行政）として推進します。
対策	「III-i 市民の役割 ③ 買い物袋持参運動の推進」のとおり。

② フリーマーケットの開催

概要	本施策は、市（行政）が、芦屋市商工会と連携し、フリーマーケットを開催するものです。
分類	再使用（リユース）
現況	現在、年2回一般公募により開催しています。
対策	本施策は、市（行政）が率先して再使用（リユース）のための場を提供するだけでなく、市民のごみ減量化・再資源化への意識を啓発する意味でも重要な施策であるため、今後も継続して実施します。

③ ポスター展の開催

概要	本施策は、市（行政）が、市内の小・中学生を対象に「ごみ問題」、「環境問題」をテーマとして、毎年ポスター作品を募集・展示するものです。														
分類	発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）														
現況	現在、9月頃にポスター作品を募集し、11～12月に展示を実施しています。 ポスター展への応募数														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応募数(人)</td> <td>780</td> <td>940</td> <td>540</td> <td>732</td> <td>596</td> <td>927</td> </tr> </tbody> </table>	項目	H22	H23	H24	H25	H26	H27	応募数(人)	780	940	540	732	596	927
項目	H22	H23	H24	H25	H26	H27									
応募数(人)	780	940	540	732	596	927									
対策	本施策は、市民のごみ減量化・再資源化への意識を啓発する意味でも重要な施策であるため、今後も継続して実施します。														

④ 広報紙等で施策を周知

概要	本施策は、市（行政）が、「広報あしや」を発行するにあたり、ごみ問題に関する情報や、市民・事業者・市（行政）が連携して、ごみの減量化・再資源化を図るための施策を周知し、啓発するものです。
分類	発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）
現況	現在、年24回発行している「広報あしや」において、年10回程度の頻度でごみの減量化・再資源化の施策に関する情報を掲載しています。 本市で実施している施策について、ほとんど知っている市民は全体の約20%（市民アンケート結果）と低い結果となっているため、改善の必要があります。
対策	有効な施策であっても、周知・啓発が不足すれば十分な効果を得ることができないため、周知・啓発方法の見直しを行い、認知度の向上を図ります。

⑤ 資源ごみ集団回収活動の助成

概要	本施策は、市（行政）が、地域住民団体による集団回収を推進することを目的に、資源ごみ（段ボール、雑誌、広告紙、新聞、紙パック、その他紙類、古着、缶の8品目）の回収量に応じて報奨金を交付するものです。
分類	再生利用（リサイクル）
現況	資源ごみ 1 kg当たり 4 円の報奨金を交付しています。 前述したとおり、参加意欲があるにもかかわらず登録団体を知らない市民や、再生資源集団回収制度自体を知らない市民も存在しているため、改善の必要があります。
対策	啓発方法や助成制度を見直し、参加する地域住民団体の増加を図る必要があります。 集団回収は市民が主体となって取り組むため、ごみに関する意識の向上のみならず、収集量に応じて市から交付される報奨金や、回収業者からの売却代金が地域住民団体の活動資金となることから、地域コミュニティの形成、活性化にもつながります。 また、集団回収は市税を投じて行政が収集するシステムと異なり、収集する過程で行政が関与しないシステムであり、ごみ処理コストの軽減を図ることができるため、助成制度の見直しや、自治会等に参加要請を行い、登録団体数の増加を図ります。

⑥ リユースフェスタの開催

概要	本施策は、市（行政）が、排出された粗大ごみの中から再生可能な家具類・自転車の修理・補修を行い、有料又は無料で市民に提供するものです。																																			
分類	再使用（リユース）																																			
現況	平成 26 年度以降開催回数を増やした結果、展示品数に対する来場者数が大変多い状況となっており、市民の関心の高さがうかがえます。 リユースフェスタ実施状況 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開催回数(回)</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>展示品数(品)</td> <td>114</td> <td>99</td> <td>43</td> <td>60</td> <td>244</td> <td>204</td> </tr> <tr> <td>来場者数(人)</td> <td>429</td> <td>334</td> <td>345</td> <td>282</td> <td>1,302</td> <td>1,018</td> </tr> <tr> <td>来場者率</td> <td>376%</td> <td>337%</td> <td>802%</td> <td>470%</td> <td>534%</td> <td>499%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 来場者率＝来場者数÷展示品数</p>	項目	H22	H23	H24	H25	H26	H27	開催回数(回)	1	1	1	1	4	3	展示品数(品)	114	99	43	60	244	204	来場者数(人)	429	334	345	282	1,302	1,018	来場者率	376%	337%	802%	470%	534%	499%
項目	H22	H23	H24	H25	H26	H27																														
開催回数(回)	1	1	1	1	4	3																														
展示品数(品)	114	99	43	60	244	204																														
来場者数(人)	429	334	345	282	1,302	1,018																														
来場者率	376%	337%	802%	470%	534%	499%																														
対策	本施策は、継続して実施しますが、本来は市民が自らリサイクルショップやフリーマーケットを利用することで再使用（リユース）を図ることが望ましいため、今後は再使用（リユース）の啓発を強化します。																																			

⑦ 施設見学会等の啓発活動の実施

概要	本施策は、市（行政）が、小学 4 年生を中心に、各種団体や個人を対象に処理センターの見学会を実施し、ごみの減量化・再資源化やごみ処理をテーマとした啓発活動を実施するものです。 なお、施設見学会は「兵庫県環境学習施設ガイドブック」や「芦屋市生涯学習出前講座」に詳細を記載し周知しています。														
分類	発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）														
現況	施設見学者数 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>見学者数(人)</td> <td>1,120</td> <td>803</td> <td>775</td> <td>924</td> <td>840</td> <td>853</td> </tr> </tbody> </table>	項目	H22	H23	H24	H25	H26	H27	見学者数(人)	1,120	803	775	924	840	853
項目	H22	H23	H24	H25	H26	H27									
見学者数(人)	1,120	803	775	924	840	853									
対策	本施策は、環境学習の一環として実施するものであり、今後も継続して実施します。														

⑧ 「芦屋市家庭ごみハンドブック」の発行

概要	本施策は、市（行政）が、ごみの分別と出し方や許可業者の一覧表、再生資源集団回収活動への助成等を記載した「芦屋市家庭ごみハンドブック」を作成・配布するものです。また、各地域別の収集日等を記載した「ごみ収集カレンダー」も作成・配布しています。
分類	適正処理
現況	現在、「芦屋市家庭ごみハンドブック」は2年に一度、「ごみ収集カレンダー」は毎年作成・配布しています。
対策	本施策は、適正なごみ処理を実施するために必要な施策であるため、記載情報の見直し等を行い、継続して実施します。

⑨ 分別区分に基づく分別の徹底

概要	本施策は、市（行政）が、家庭ごみハンドブックや広報誌等により、現在の分別区分を適切に市民や事業者が実施するよう周知・啓発するものです。
分類	適正処理
現況	家庭ごみハンドブックや広報誌等により、周知・啓発を行っているものの、前述したとおり、まだ多くの紙資源が焼却処理されていることが想定できるため、改善の必要があります。
対策	本施策は、他施策と重複する内容を含むため、本計画の施策項目外とします。

⑩ 「スリム・リサイクル宣言の店」の指定

概要	「スリム・リサイクル宣言の店」とは、本市でごみの減量化・再資源化に取り組む店舗や事業所を指します。 本施策は、市（行政）が、「スリム・リサイクル宣言の店」に該当する活動を実施している事業所の登録を行うものです。														
分類	発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）														
現況	登録店舗数が少ない状況にあるため、改善の必要があります。 スリム・リサイクル宣言の店登録店舗数														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>店舗数</td> <td>34</td> <td>48</td> <td>48</td> <td>46</td> <td>44</td> <td>44</td> </tr> </tbody> </table>	項目	H22	H23	H24	H25	H26	H27	店舗数	34	48	48	46	44	44
項目	H22	H23	H24	H25	H26	H27									
店舗数	34	48	48	46	44	44									
対策	ごみの減量化・再資源化を推進するためには事業者の協力が不可欠であり、本施策は循環型社会の形成を目指すに当たって引き続き推進すべき施策であるため、本計画における重点施策の一つとし、事業者へ協力要請を行い、加入店舗数の増加を図ります。														

⑪ 自治会未加入市民に対するごみ出しマナー等の啓発

概要	本施策は、市（行政）が、自治会に加入していない市民に対しごみ出しマナーに関する啓発を実施するものです。
分類	適正処理
現況	広報紙等において啓発しています。
対策	引き続き広報紙等における啓発を実施します。

⑫ 「一般廃棄物会計基準（環境省）」によるコスト評価・分析の公表

概要	本施策は、市（行政）が、環境省において作成している「一般廃棄物会計基準に基づく財務書類作成支援ツール」を用いて、一般廃棄物処理事業に関する費用分析を行うための財務書類を作成するものです。
分類	適正処理
現況	実施していません。
対策	ガイドライン策定から9年を経て、未だ全国的に作成・公表している自治体が少ないことから、本市のごみ処理に係る費用の評価・分析の比較ができないため、各自治体の「一般廃棄物会計基準」の作成状況を注視します。

⑬ 近隣の状況に合わせた有料化の検討

概要	本施策は、市（行政）が、近隣自治体における有料化の実施状況を注視しつつ、導入可能性を検討するものです。																																										
分類	発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）、排出者負担の公平性																																										
現況	<p>現在、可燃ごみ等の有料化は近隣自治体で導入されていませんので、今後の状況を注視する必要があります。</p> <p>有料化及び指定袋実施状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">市町名</th> <th colspan="2">可燃ごみ等</th> <th rowspan="2">粗大ごみの有料化</th> </tr> <tr> <th>有料化</th> <th>指定袋</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神戸市</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>尼崎市</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>西宮市</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>芦屋市</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>伊丹市</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>宝塚市</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>川西市</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>三田市</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>猪名川町</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：「兵庫県廃棄物処理計画（平成25年）」</p>	市町名	可燃ごみ等		粗大ごみの有料化	有料化	指定袋	神戸市		○	○	尼崎市		○	○	西宮市			○	芦屋市			○	伊丹市			○	宝塚市			○	川西市				三田市		○	○	猪名川町			○
市町名	可燃ごみ等		粗大ごみの有料化																																								
	有料化	指定袋																																									
神戸市		○	○																																								
尼崎市		○	○																																								
西宮市			○																																								
芦屋市			○																																								
伊丹市			○																																								
宝塚市			○																																								
川西市																																											
三田市		○	○																																								
猪名川町			○																																								
対策	本施策は、本計画における施策の効果検証を実施する中で、今後検討することとなります。																																										

⑭ 近隣の状況に合わせたごみ搬入の予約制の検討

概要	本施策は、近隣自治体の持ち込みごみの予約制の実施状況を注視しつつ、導入可能性を検討するものです。														
分類	発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）														
現況	<p>持ち込みごみの予約制を導入した平成26年10月から排出量は減少傾向となり、本施策の効果によるものと考えられます。</p> <p>持ち込みごみ量の推移</p> <table border="1"> <caption>持ち込みごみ量の推移 (t/年)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>持ち込みごみ量 (t)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H22</td> <td>5,100</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>5,100</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>5,100</td> </tr> <tr> <td>H25</td> <td>5,400</td> </tr> <tr> <td>H26</td> <td>4,800</td> </tr> <tr> <td>H27</td> <td>4,200</td> </tr> </tbody> </table>	年度	持ち込みごみ量 (t)	H22	5,100	H23	5,100	H24	5,100	H25	5,400	H26	4,800	H27	4,200
年度	持ち込みごみ量 (t)														
H22	5,100														
H23	5,100														
H24	5,100														
H25	5,400														
H26	4,800														
H27	4,200														
対策	本施策は、継続して実施します。														

⑮ 処理手数料 10 kgまで無料廃止の検討

概要	本施策は、市（行政）が、現在持ち込みごみについて、1日、1回、1車両に限り10kgまで無料としている料金体系の廃止を検討するものです。
分類	発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）、排出者負担の公平性
現況	本施策は、先行して「⑭ 近隣の状況に合わせたごみ搬入の予約制の検討」を実施し、持ち込みごみの予約制を導入したため、実施していません。
対策	持ち込みごみの予約制による効果検証を引き続き行い、実施の可能性について検討します。

⑯ 事業系ごみの適正処理の検討

概要	本施策は、市（行政）が、事業系ごみの排出実態を調査し、調査結果から適正処理についての検討を実施するものです。
分類	適正処理
現況	「Ⅲ-ii 事業者の役割 ③ 排出事業者責任の徹底と不適正処理の防止」のとおり。
対策	「Ⅲ-ii 事業者の役割 ③ 排出事業者責任の徹底と不適正処理の防止」のとおり。

⑰ 環境マネジメントシステムの適用

概要	本施策は、市（行政）が、芦屋市環境処理センターにおける、ごみ処理事業活動において、ISO14001に準拠した環境マネジメントシステム（以下「EMS」という。）を導入し、環境への負荷の低減を図るものです。
分類	環境負荷低減
現況	廃棄物等の排出抑制や再資源化を図る上において、本庁のEMSに準拠し、環境への負荷の低減を実施しています。今後、本市全体で設定した削減目標に取り組んでいく必要があります。
対策	本施策は、本計画の施策項目外としますが、引き続き実施します。

第4章 課題の整理

I 減量化・再資源化

本市の家庭系ごみは、方策の推進により平成12年度から順調に減量していましたが、近年は減量率もほぼ横ばいで推移しています。現状、焼却処理しているごみの中に、再資源化可能な紙資源が多量に混入していることから、ごみの減量化・再資源化に関する方策の周知・啓発が不足していることが要因として考えられるため、方策の周知・啓発方法の見直しや、新規方策の実施等による対策が必要です。

事業系ごみについては、平成26年10月から導入した持ち込みごみの予約制による効果が確認できたため、本市の事業所が増加傾向にあることも考慮し、今後更に減量化方策の強化が必要です。

リサイクル率は、前述したとおり、多量の紙資源が焼却処理されているため、リサイクル率の向上を目指すため、分別徹底等の推進が必要です。

また、市民及び事業者アンケート結果等から、本市における課題が以下のとおり確認出来るため、各課題に対する対策を検討する必要があります。

- ・12分別の不徹底
- ・家庭ごみステーション（パイプライン含む。）のごみ出しルールの不徹底
- ・事業系ごみの不法投棄
- ・事業系ごみの分別の不徹底
- ・事業系ごみのパイプライン投入口への排出実態
- ・再生資源集団回収制度の周知・啓発不足
- ・「スリム・リサイクル宣言の店」の周知・啓発不足
- ・プラスチック製容器包装の分別収集の未実施
- ・その他ごみの減量化・再資源化方策の周知・啓発不足
- ・ごみ処理等に関する情報提供不足

II 収集・運搬

本市のパイプライン施設は、老朽化による損傷が顕著となっており、維持管理費に加え補修費によるコスト増が問題となっています。また老朽化に対応するため大規模な改修や更新に要する多額の費用が課題となっています。

Ⅲ 中間処理

本市の焼却施設及び資源化施設は、共に老朽化が進行しています。
安定した処理を継続的に行っていくためには、既存施設の延命化、新施設の整備の他、広域化についての検討が必要です。

Ⅳ 最終処分

最終処分は、今後も焼却施設から排出される焼却灰・バグ灰を大阪湾フェニックスセンターにおいて埋立処分しますが、最終処分場の残余年数も考慮して、減量化・再資源化による最終処分量の削減が必要です。

第5章 目標値の設定

I 予測値

本市の過去6年間（平成22～27年度）における実績値を基に、今後の排出量及び処理量の予測を行いました。

排出量は、生活系ごみは緩やかな減少傾向、事業系ごみは現況の実績値で推移すると考えられます。

リサイクル率は、平成25年4月から被覆電線及びステンレス屑を平成27年2月から小型家電の選別回収を実施したため一時的に増加しましたが、紙資源の収集量や集団回収量のごみ排出量よりも強い傾向で減少しているため、今後は緩やかな減少傾向になると考えられます。

I-i 人口予測

人口予測は、「第4次芦屋市総合計画後期基本計画」（以下「総合計画」という。）及び住民基本台帳（10月1日実績）を基に行っています。

人口予測結果

項目	総合計画	実績	差	本計画	
実績	H22	93,238	95,493	2,255	95,493
	H23	93,760	96,015	2,255	96,015
	H24	94,358	96,613	2,255	96,613
	H25	94,404	96,659	2,255	96,659
	H26	94,642	96,897	2,255	96,897
	H27	94,851	96,616	1,765	96,616
予測	H28	94,958		1,765	96,723
	H29	95,065		1,765	96,830
	H30	95,172		1,765	96,937
	H31	95,279		1,765	97,044
	H32	95,384		1,765	97,149
	H33	95,517		1,765	97,282
	H34	95,650		1,765	97,415
	H35	95,783		1,765	97,548
	H36	95,916		1,765	97,681
	H37	96,051		1,765	97,816
	H38	95,561		1,765	97,326

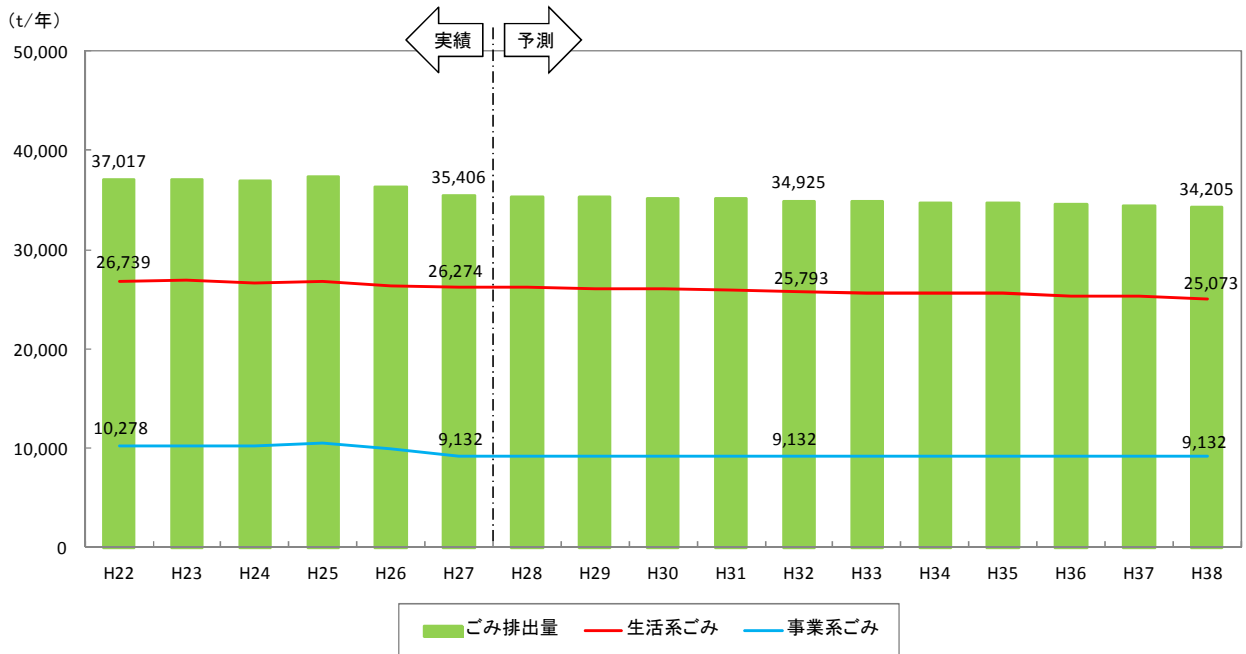
※ 実績は住民基本台帳10月1日の人口。

I - ii 排出量予測値

生活系ごみ排出量は、今後緩やかに減少すると考えられます。

一方、事業系ごみは、直近の実績では減少傾向を示していますが、事業所数が増加していることを考慮すると、横ばいで推移すると考えられます。

排出量予測結果

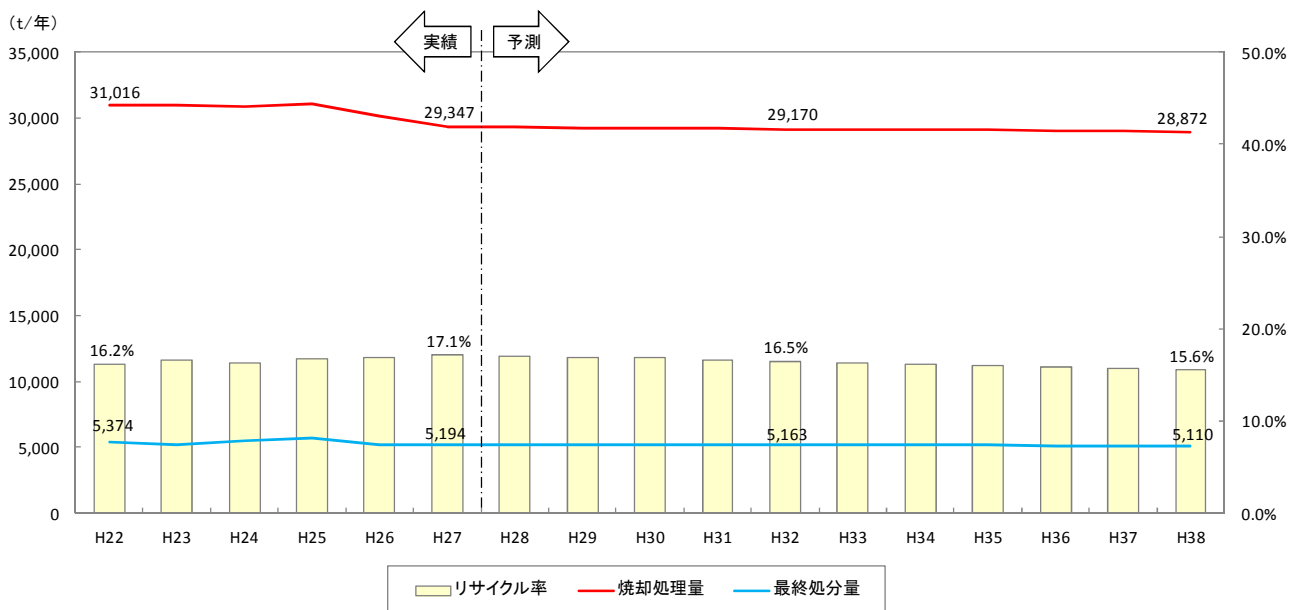


I - iii 処理量予測値

焼却処理量及び最終処分量は、排出量の減少に伴い減少すると考えられます。

リサイクル率は、資源ごみが、その他のごみの排出量よりも強い減少傾向で推移すると考えられるため、今後減少すると考えられます。

処理量予測結果



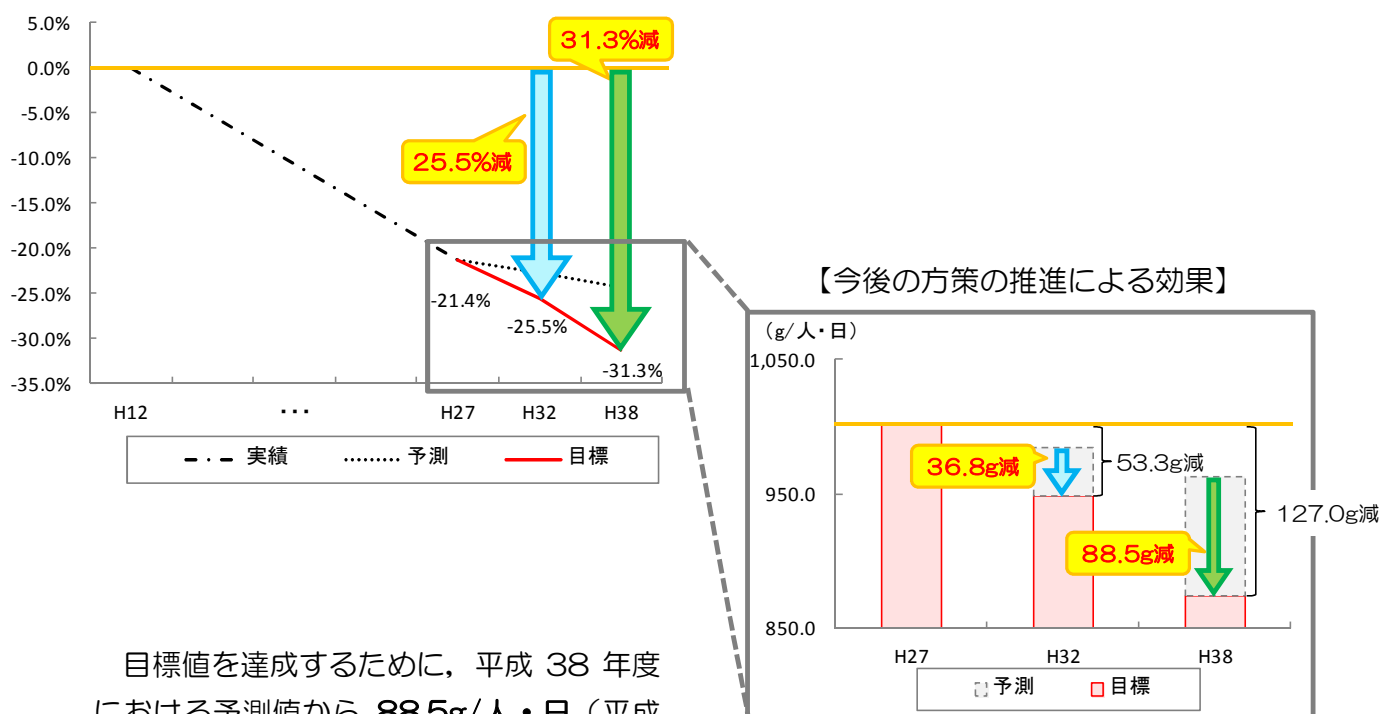
Ⅱ 目標値

本計画における目標値は、実績値を基に算出した予測値^(注)を基に、「第三次循環型社会形成推進基本計画」(以下「第三次国計画」という。)を参考にして設定します。

① 1人1日当たりのごみ排出量

1人1日当たりのごみ排出量は、方策の推進による、② 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量及び② 事業系ごみ排出量の減量及び資源化効果を想定し、平成12年度を基準として、平成38年度(目標年度)において31.3%減(874.4g/人・日)を目指します。

なお、中間目標値は、平成32年度において25.5%減(948.1g/人・日)とします。



目標値を達成するために、平成38年度における予測値から88.5g/人・日(平成32年度において36.8g/人・日)の減量が必要です。

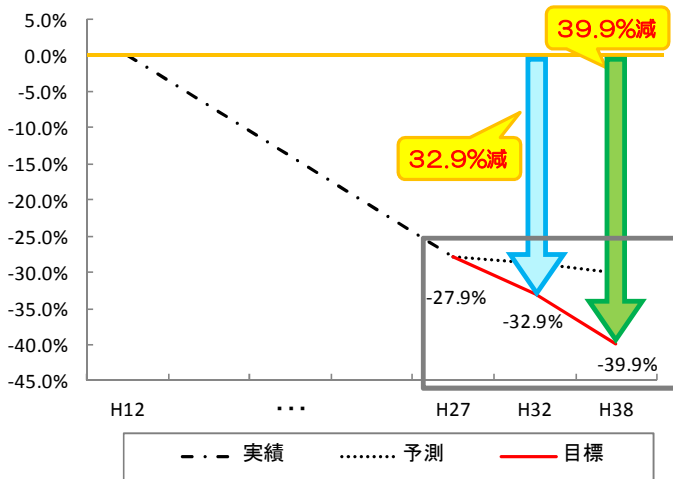
また、現状(平成27年度実績)から127.0g/人・日(平成32年度において53.3g/人・日)の減量が必要です。

・「予測値」・・・本市の過去6年間(平成22～27年度)のごみ排出量の実績を基に算出した値。

② 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量

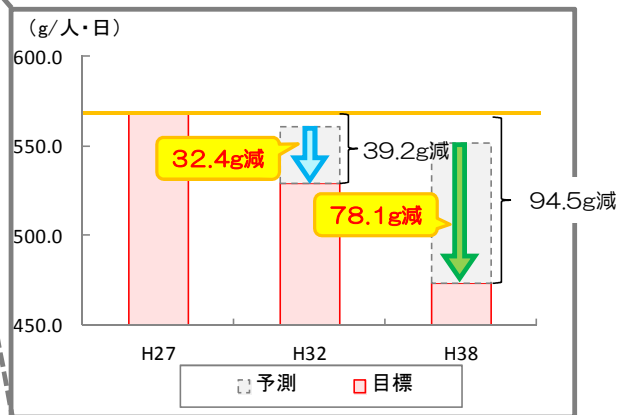
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は、方策の推進による減量及び資源化効果を想定し、平成12年度を基準として、平成38年度（目標年度）において39.9%減（473.5g/人・日）を目指します。

なお、中間目標値は、平成32年度において32.9%減（528.8g/人・日）とします。



目標値を達成するために、平成38年度における予測値から78.1g/人・日（平成32年度において32.4g/人・日）の減量が必要です。

【今後の方策の推進による効果】

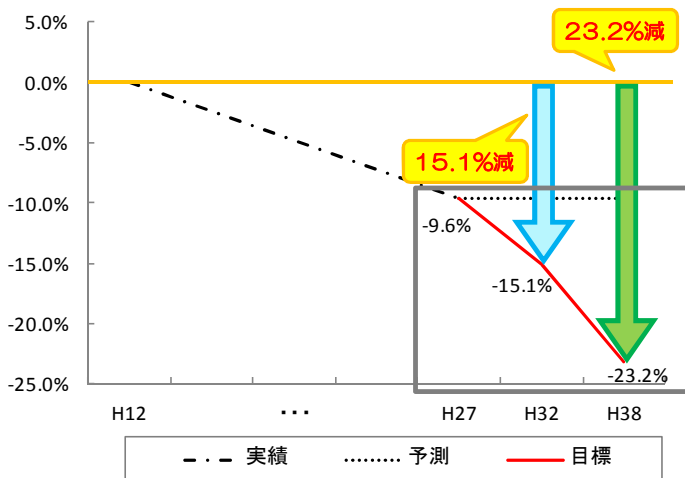


また、現状（平成27年度実績）から94.5g/人・日（平成32年度において39.2g/人・日）の減量が必要です。

③ 事業系ごみ排出量

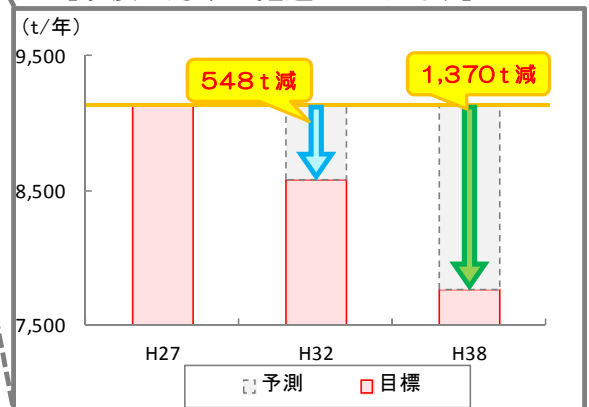
事業系ごみ排出量は、方策の推進による減量化効果を想定し、平成12年度を基準として、平成38年度（目標年度）において23.2%減（7,762 t/年）を目指します。

なお、中間目標値は、平成32年度において15.1%減（8,584 t/年）とします。



目標値を達成するために、平成38年度における予測値（現状（平成27年度実績）どおり）から1,370 t/年（平成32年度において548 t/年）の減量が必要です。

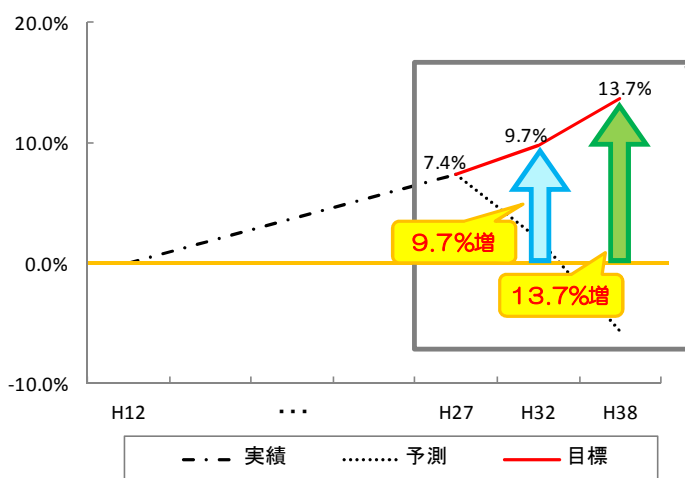
【今後の方策の推進による効果】



④ 集団回収量

集団回収量は、方策の推進による資源化効果を想定し、平成 12 年度を基準として、平成 38 年度（目標年度）において **13.7%増 (4,123 t/年)** を目指します。

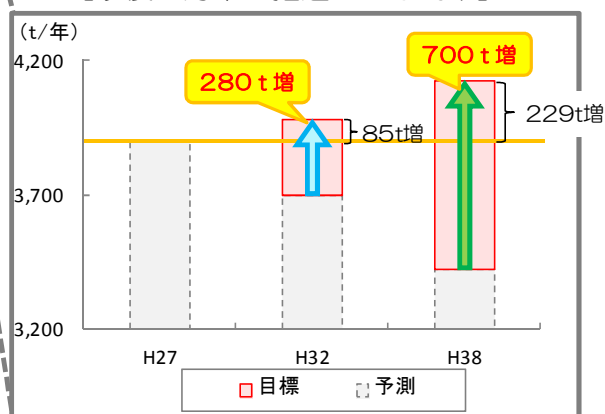
なお、中間目標値は、平成 32 年度において **9.7%増 (3,979 t/年)** とします。



また、現状（平成 27 年度実績）から **229t/年**（平成 32 年度において **85 t/年**）の増量が必要です。

目標値を達成するために、平成 38 年度における予測値から **700t/年**（平成 32 年度において **280 t/年**）の増量が必要です。

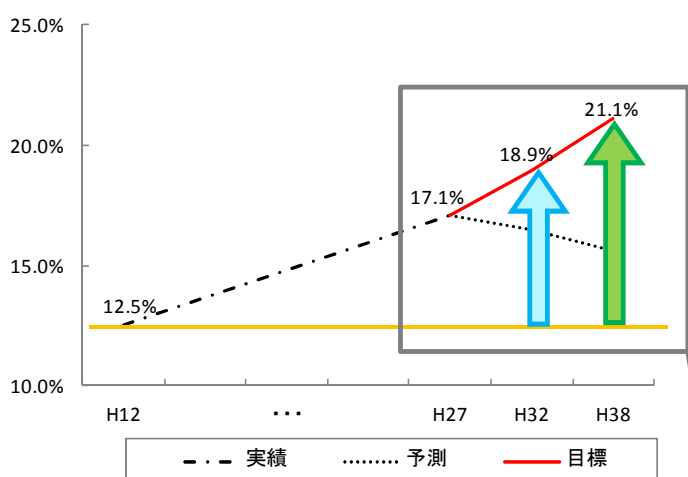
【今後の方策の推進による効果】



⑤ リサイクル率

リサイクル率は、方策の推進による減量及び資源化効果を想定し、平成 12 年度を基準として、平成 38 年度（目標年度）において **21.1%** を目指します。

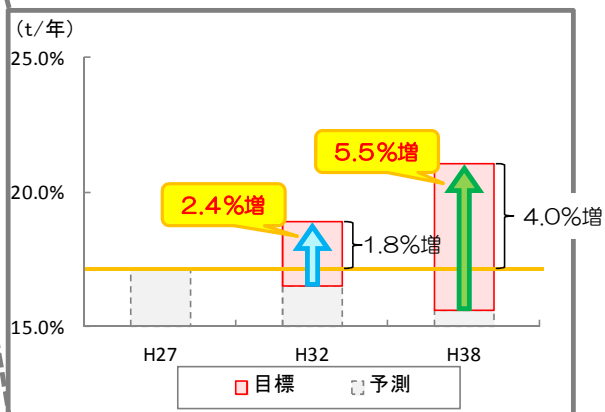
なお、中間目標値は、平成 32 年度において **18.9%** とします。



また、現状（平成 27 年度実績）から **4.0%**（平成 32 年度において **1.8%**）の増加が必要です。

目標値を達成するために、平成 38 年度における予測値から **5.5%**（平成 32 年度において **2.4%**）の増加が必要です。

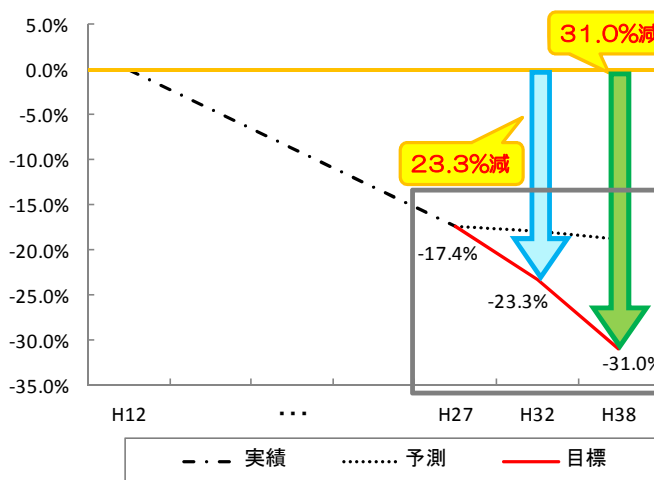
【今後の方策の推進による効果】



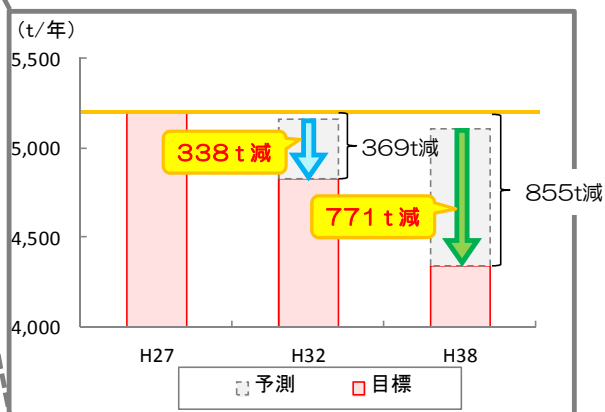
⑥ 最終処分量

最終処分量は、方策の推進による減量及び資源化効果を想定し、平成 12 年度を基準として、平成 38 年度（目標年度）において **31.0%減（4,339 t/年）** を目指します。

なお、中間目標値は、平成 32 年度において **23.3%減（4,825 t/年）** とします。



【今後の方策の推進による効果】



目標値を達成するために、平成 38 年度における予測値から **771 t/年**（平成 32 年度において **338 t/年**）の減量が必要です。

また、現状（平成 27 年度実績）から **855 t/年**（平成 32 年度において **369 t/年**）の減量が必要です。

以上より、本計画における目標値は以下のとおりとします。

目標値

項目	H12(実績)	H32 (中間目標年度)	H38 (目標年度)
① 1人1日当たりのごみ排出量	1,273g/人・日	25.5%減 (948.1g/人・日)	31.3%減 (874.4g/人・日)
② 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	788g/人・日	32.9%減 (528.8g/人・日)	39.9%減 (473.5g/人・日)
③ 事業系ごみ排出量	10,105t/年	15.1%減 (8,584t/年)	23.2%減 (7,762t/年)
④ 集団回収量	3,626t/年	9.7%増 (3,979t/年)	13.7%増 (4,123t/年)
⑤ リサイクル率	12.5%	18.9%	21.1%
⑥ 最終処分量	6,289t/年	23.3%減 (4,825t/年)	31.0%減 (4,339t/年)

今後、排出量等が設定した目標値に即して推移した場合、第三次国計画（基準年度平成12年度）と比較した目標値達成状況は以下のとおりとなります。

なお、本計画における目標値は、実績値の推移や現状の排出状況等から現実的な数値を設定しているため、第三次国計画における目標値を達成しない項目があります。

第三次国計画と比較した達成状況(想定)

項目		H12 (基準年度値)	H32 (達成すべき値)	H32 (本計画目標値)	達成状況 (見込み)
循環型 推進基本 社会形成 計画	1人1日当たりのごみ排出量	1,273g/人・日	約25%減 (955.0g/人・日)	25.5%減 (948.1g/人・日)	達成
	1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	788g/人・日	約25%減 (591.2g/人・日)	32.9%減 (528.8g/人・日)	達成
	事業系ごみ排出量	10,105t/年	約35%減 (6,568t/年)	15.1%減 (8,584t/年)	未達成

第6章 ごみ処理基本計画

I 基本理念及び基本方針

「第3次芦屋市環境計画」において定めている、本市の目指す環境の姿、「人と環境とのすこやかな関わりを誇れる都市・あしや」を実現するために、本計画における基本理念を定め、5つの基本方針に取り組みます。

基本理念

わたしたち一人ひとりが主役となって、
身近なごみを意識し、持続可能な循環型社会を目指します

基本方針

(1) ごみの減量化・再資源化の推進

本計画で設定した目標を達成するため、①発生抑制（リデュース）、②再使用（リユース）、③再生利用（リサイクル）の3R等に関する方策に取り組み、ごみの減量化・再資源化を推進します。

(2) 中間処理施設の整備、管理運営

社会環境の変化及び施設の老朽化に対応した適切なごみ処理を行うため、④熱回収（サーマルリサイクル）等を含め、環境に配慮した施設の運営方針を定め、計画的に事業を進めます。

(3) 適正処理の実施

ごみ処理の中間処理施設における、ごみの種類や処理方法に応じた適正処理や、最終処分場における、⑤適正処分を実施し、環境負荷の低減に取り組みます。

(4) 収集・運搬体制の整備

「車両」による収集・運搬については、分別区分や施設の運営方針に基づき、収集方法の見直しや体制の整備を進め、「廃棄物運搬用パイプライン」による収集は、施設のあり方も含めた様々な課題を整理し、計画的に事業を進めます。

(5) 市民・事業者・市（行政）の協働

市民・事業者・市（行政）がそれぞれの役割と責任を果たす中で、それぞれが主役となり、お互いに協力して、循環型社会を構築します。

Ⅱ 目標値を達成するための方策

目標値を達成するために、市民、事業者及び市（行政）が協働して実施する方策を推進します。

本計画における、目標値を達成するための方策は、本計画より新規に取り組む方策、前計画から拡充して取り組む方策及び前計画から継続して取り組む方策の3つに分類し、それぞれの方策の市民、事業者及び市（行政）の役割を明確にします。

Ⅱ-i 新規方策

① マイ食器、マイボトルの利用

概要	本方策は、普段の生活やイベント等に参加する際、マイ食器（箸等）やマイボトル（水筒等）を携帯することで、割り箸やペットボトルの使用を抑制するものです。		
関連 ^(注)	該当なし。		
分類 ^(注)	発生抑制（リデュース）		
効果 ^(注)	<p>マイ食器の内、主にマイ箸を携帯することにより、市民1人当たり、割り箸（5g/膳）を2本/週削減することとします。</p> <p>減量効果 $5g/膳 \times 2 \text{本/週} \times (365/7) \times 97,326 \text{人} \doteq 51t$</p> <p>また、水筒等を携帯することにより、市民1人当たり、ペットボトル（25g/本）を1本/週削減することとします。</p> <p>減量効果 $25g/本 \times 1 \text{本/週} \times (365/7) \times 97,326 \text{人} \doteq 127t$</p>		
	市民	事業者	市（行政）
	箸や水筒を携帯します。	市民がマイ食器、マイボトルを利用しやすい環境づくりに努めます。	市民及び事業者に本方策を周知・啓発します。
	◎	◎	○

- ・「関連」・・・第3章における前計画の関連施策を示します。
- ・「分類」・・・以下のうち、該当する項目を示します。
 - 発生抑制・・・ごみとなる製品の生産や消費・使用の抑制に関連する方策です。
 - 再使用・・・不要となった製品や部品等の再使用に関連する方策です。
 - 再生利用・・・ごみの再資源化等に関連する方策です。
 - 適正処理・・・ごみの自らの処理や適正排出等に関連する方策です。
- ・「効果」・・・方策の平成38年度における想定効果を示します。
- ・「凡例」・・・『◎』方策を実施する主体
 『○』方策に関連する主体
 『ー』関連なし

② 「事業系ごみハンドブック」の発行

概要	本方策は、「事業系ごみハンドブック」の発行し、事業者に対して適正処理やごみ出しルールを周知するものです。		
関連	該当なし。		
分類	適正処理		
効果	適正処理やごみ出しルールを周知するもので、直接的な減量・資源化効果はありません。		
	市民	事業者	市（行政）
		「事業系ごみハンドブック」に即したごみ出しルール等を遵守します。	「事業系ごみハンドブック」を発行します。
	—	○	◎

③ 小型家電及び乾電池回収ボックスの設置

概要	本方策は、庁舎等に小型家電及び乾電池回収ボックスを設置することで、資源ごみの積極的な回収と分別意識の向上を図るものです。		
関連	該当なし。		
分類	再生利用（リサイクル）		
効果	ボックスを設置することで、不適物の少ない資源ごみの回収や、ごみ分別意識の向上を図ることができるため、ある程度の資源化効果があると考えられます。		
	市民	事業者	市（行政）
	小型家電及び乾電池を廃棄する場合は積極的に回収ボックスを利用します。	店舗等への回収ボックスの設置に積極的に協力します。	回収ボックスを設置し、周知・啓発します。
	○	○	◎

④ ごみの展開検査の実施

概要	本方策は、処理センターへ搬入される事業系ごみの展開検査を実施し、搬入禁止物や資源ごみの混入が確認された場合は、収集運搬許可業者や排出事業者に対して指導等を実施知るものです。		
関連	Ⅲ-iii ⑩ 事業系ごみの適正処理の検討		
分類	適正処理		
効果	事業者には排出ルールの遵守を促すことで、ある程度の減量効果があると考えられます。		
	市民	事業者	市（行政）
		検査の結果、指導を受けた事業者は現況のごみ排出状況を改めます。	ごみの展開検査を実施し、状況に応じて指導を実施します。
	—	○	◎

II-ii 拡充方策

① マイバッグの利用

概要	本方策は、買い物時に買い物袋（マイバッグ）を持参することで、レジ袋等の削減を推進するものです。		
関連	Ⅲ-i ③ 買い物袋（マイバッグ）持参運動の推進 Ⅲ-iii ① 買い物袋（マイバッグ）持参運動の実施		
分類	発生抑制（リデュース）		
効果	買い物時における買い物袋（マイバッグ）持参によりレジ袋が削減されるため、ある程度の減量効果があると考えられます。		
	市民	事業者	市（行政）
	買い物時に買い物袋（マイバッグ）を持参します。	市民が買い物袋（マイバッグ）を利用しやすい環境づくりに努めます。	マイバッグキャンペーンの実施等をとおして、本方策を周知・啓発します。
	◎	◎	○

② 再生資源集団回収活動の推進

概要	本方策は、資源ごみ（段ボール、雑誌、広告紙、新聞、紙パック、その他紙類、古着、缶の8項目）の再生資源集団回収活動を推進し、ごみに関する意識の向上、地域コミュニティの形成及び活性化及びごみ処理コストの軽減を図るものです。		
関連	Ⅲ-iii ⑤ 資源ごみ集団回収活動の助成		
分類	再生利用（リサイクル）		
効果	集団回収の積極的利用による燃やすごみ等に混入している資源ごみの分別回収により、ある程度の資源化効果があると考えられます。		
	市民	事業者	市（行政）
	集団回収を積極的に利用します。		再生資源集団回収活動の助成や、対象基準緩和を検討します。
	◎	—	◎

③ 「スリム・リサイクル宣言の店」の推進

概要	本方策は、事業所におけるごみの減量化・再資源化を推進するものです。		
関連	Ⅲ-ii ① 「スリム・リサイクル宣言の店」への加入 Ⅲ-iii ⑩ 「スリム・リサイクル宣言の店」の指定		
分類	発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）		
効果	事業者の減量化・再資源化を推進するため、ある程度の減量化・資源化効果があると考えられます。		
	市民	事業者	市（行政）
	「スリム・リサイクル宣言の店」を積極的に利用します。	ごみの減量化・再資源化を推進し、「スリム・リサイクル宣言の店」に登録します。	ごみの減量化・再資源化を推進している事業所を「スリム・リサイクル宣言の店」として指定し、市民に周知します。
	◎	◎	◎

④ 排出事業者責任の徹底

概要	本方策は、事業者が事業活動に伴い生じる廃棄物を事業者自らの責任において適正処理し、本市の処理センターにおいて処理する場合は、本市の定めた排出ルールを遵守するものです。		
関連	Ⅲ-ii③ 排出事業者責任の徹底と不適正処理の防止		
分類	適正処理		
効果	事業者の適正処理及び排出ルールの遵守により、ある程度の減量効果があると考えられます。		
	市民	事業者	市（行政）
		事業活動に伴い生じる廃棄物は事業者自らの責任において適正処理します。	事業者に本方策を周知します。
	—	◎	○

⑤ ごみ処理に関する情報の提供

概要	本方策は、市（行政）が発行する「広報あしや」等の広報紙で、ごみの減量化・再資源化方法及びごみの処理状況や経費等の情報を提供し、ごみに関する意識向上を図るものです。		
関連	Ⅲ-iii④ 広報紙等で施策を周知		
分類	該当なし。		
効果	市民及び事業者のごみに関する意識向上を目的とした方策のため、直接的な減量・資源化効果はありません。		
	市民	事業者	市（行政）
	市（行政）の発行する広報紙等から、積極的にごみ処理に関する情報を吸収します。	市（行政）の発行する広報紙等から、積極的にごみ処理に関する情報を吸収します。	広報紙等でごみ処理に関する情報をわかりやすく提供します。
	○	○	◎

⑥ 「家庭ごみハンドブック」及び「ごみ収集カレンダー」の発行

概要	本方策は、「家庭ごみハンドブック」及び「ごみ収集カレンダー」の発行をとおして、12分別やごみ出しルールを周知するものです。		
関連	Ⅲ-iii⑧ 「芦屋市家庭ごみハンドブック」の発行		
分類	再生利用（リサイクル）、適正処理		
効果	12分別やごみ出しルールを周知することで、ある程度の資源化効果があると考えられます。		
	市民	事業者	市（行政）
	「家庭ごみハンドブック」及び「ごみ収集カレンダー」に即したごみ出しルール等を遵守します。		「家庭ごみハンドブック」及び「ごみ収集カレンダー」を発行します。
	○	—	◎

II-iii 継続方策

① 過剰包装の防止

概要	本方策は、買い物時の二重包装や小分け袋等の過剰包装の防止を推進するものです。		
関連	Ⅲ-i④ 過剰包装の拒否		
分類	発生抑制（リデュース）		
効果	買い物時における過剰包装の防止により、ある程度の減量効果があると考えられます。		
	市民	事業者	市（行政）
	買い物時の不必要な過剰包装を拒否します。	商品等引渡の際に、過剰包装を抑制するよう努めます。	市民及び事業者にも本方策を周知・啓発します。
	◎	◎	○

② 製品の長期使用

概要	本方策は、製品を大切に長期間使用し、購入、使用、廃棄のサイクルを長くすることを推進するものです。		
関連	Ⅲ-i⑥ 製品の長期間使用		
分類	発生抑制（リデュース）		
効果	製品を長期間使用し、購入、使用、廃棄のサイクルを長くすることで、ある程度の減量効果があると考えられます。		
	市民	事業者	市（行政）
	製品を長期間使用します。	製品を長期間使用します。	市民及び事業者にも本方策を周知・啓発します。
	◎	◎	○

③ リユース活動の実施

概要	本方策は、フリーマーケットやリサイクルショップの利用や、再使用（リユース）可能な製品の購入等を推進するものです。		
関連	Ⅲ-i① グリーンコンシューマーとしての活動 Ⅲ-i⑤ リターナブル容器製品の購入 Ⅲ-iii⑥ リユースフェスタの開催 Ⅲ-iii② フリーマーケットの開催		
分類	再使用（リユース）		
効果	リサイクルショップの利用やリターナブル容器製品の購入等による再使用（リユース）の推進により、ある程度の減量効果があると考えられます。		
	市民	事業者	市（行政）
	リサイクルショップの利用や再使用（リユース）可能な製品を積極的に購入します。		フリーマーケットの機会の提供や、リユースフェスタにおける周知・啓発を実施します。
	◎	—	○

④ 環境に配慮した製品等の購入

概要	本方策は、環境性に配慮して、積極的に再利用品や再生原材料を使用した製品の購入を推進するものです。		
関連	Ⅲ- i ① グリーンコンシューマーとしての活動 Ⅲ- i ⑪ 再利用や再資源化しやすい製品の購入，リサイクル製品の購入，グリーン購入の推進 Ⅲ- ii ② 事業活動におけるグリーン購入の推進		
分類	再生利用（リサイクル）		
効果	環境性を考慮した製品等の優先購入により、環境への負荷低減効果があると考えられます。		
	市民	事業者	市（行政）
	製品等を購入する際に、価格，安全，性能に加えて環境性を考慮します。	製品等を購入する際に、価格，安全，性能に加えて環境性を考慮します。	市民及び事業者に本方策を周知・啓発します。
	◎	◎	◎

⑤ 食材や日用品の最後まで使い切り

概要	本方策は、食材や日用品の計画的購入や、最後まで使い切りを推進するものです。		
関連	該当方策なし。		
分類	発生抑制（リデュース）		
効果	一般的に燃やすごみの内、20～30%程度は厨芥類（生ごみ）であるとされているため食品ロス削減による、ある程度の減量効果が期待できます。		
	市民	事業者	市（行政）
	食品ロス等が発生しないような計画的な購入や、最後まで使い切りに努めます。	食品ロス等が発生しないよう、計画的な購入，サービスの提供を推進します。 また、缶詰等の食品ロスが発生した場合は、フードバンクを積極的に活用します。	市民及び事業者に本方策を周知・啓発します。
	◎	◎	○

⑥ 生ごみ堆肥化容器の活用

概要	本方策は、食材の最後まで使い切りを実施して、なお発生する生ごみを堆肥化することで、生ごみの減量を推進するものです。		
関連	Ⅲ- i ⑦ 生ごみの排出抑制（生ごみ処理機，生ごみ堆肥化容器）		
分類	発生抑制（リデュース）		
効果	生ごみ堆肥化による、ある程度の減量効果があると考えられます。		
	市民	事業者	市（行政）
	生ごみ堆肥化容器を活用し生ごみの排出を抑制します。	生ごみ堆肥化容器を活用し生ごみの排出を抑制します。	市民及び事業者に本方策を周知・啓発します。
	◎	○	○

⑦ 生ごみの水切り

概要	本方策は、食材の最後まででの使い切りを実施して、なお発生する生ごみを水切りすることで、生ごみの減量を推進するものです。		
関連	Ⅲ- i ⑧ 生ごみの水切りの推進		
分類	発生抑制（リデュース）		
効果	生ごみの水切りにより、生ごみ（平成 38 年度の生ごみ排出量は 4,663t と予測しています。）の排出量の 7%程度（他自治体事例より）を減量することとします。 減量効果 $4,663\text{t}/\text{年} \times 7\% = \approx 326\text{t}$		
	市民	事業者	市（行政）
	生ごみの水切りを実施します。	生ごみの水切りを実施します。	市民及び事業者にも本方策を周知・啓発します。
	◎	◎	○

⑧ 12 分別の徹底

概要	本方策は、ごみ排出時の 12 分別を徹底し、再資源化を推進するものです。		
関連	Ⅲ- i ⑨ 紙類, 缶, ビンの家庭内での分別の徹底 Ⅲ- iii ⑨ 分別区分に基づく分別の徹底		
分類	再生利用（リサイクル）		
効果	燃やすごみ等に多量に混入している紙資源を分別回収することで、大きな資源化効果があると考えられます。		
	市民	事業者	市（行政）
	ごみの資源化に努めます。	ごみの資源化に努めます。	市民及び事業者にも本方策を周知・啓発します。
	◎	◎	○

⑨ 環境に配慮した製品の設計, 販売及びサービスの実施

概要	本方策は、事業者が環境性を考慮した製品の設計, 販売及びサービスの実施を推進するものです。		
関連	Ⅲ- ii ① 「スリム・リサイクル宣言の店」への加入		
分類	発生抑制（リデュース）, 再使用（リユース）, 再生利用（リサイクル）		
効果	環境性を考慮した製品の設計, 販売及びサービスの実施により、環境への負荷低減効果があると考えられます。		
	市民	事業者	市（行政）
		環境性を考慮した製品の設計, 販売及びサービスを実施します。	事業者にも本方策を啓発します。
	—	◎	○

⑩ 環境学習の実施

概要	本方策は、処理センターの見学会をとおして、ごみ処理の現状及びごみの減量化・再資源化等の情報を提供し、ごみに関する意識向上を図るものです		
関連	Ⅲ-Ⅲ⑦ 施設見学会等の啓発活動の実施		
分類	該当なし。		
効果	市民のごみに関する意識向上を目的とした方策のため、直接的な減量・資源化効果はありません。		
	市民	事業者	市（行政）
施設見学会へ積極的に参加します。			施設見学会を実施します。
	○	—	◎

⑪ ポスター展の開催

概要	本方策は、市（行政）が、市内の小・中学生を対象に「ごみ問題」、「環境問題」をテーマとして、毎年ポスター作品を募集・展示するものです。		
関連	Ⅲ-Ⅲ③ ポスター展の開催		
分類	該当なし。		
効果	市民のごみや環境に関する意識向上を目的とした方策のため、直接的な減量・資源化効果はありません。		
	市民	事業者	市（行政）
市内の小・中学生は積極的にポスター展に参加します。			ポスター展を開催します。
	○	—	◎

⑫ 持ち去り防止パトロールの実施

概要	本方策は、家庭ごみステーションに排出された資源ごみのうち、主に缶や紙資源の持ち去りを防止するものです。		
関連	該当なし		
分類	該当なし		
効果	家庭ごみステーションに排出された資源ごみの持ち去りの防止を目的とした方策のため、直接的な減量化・再資源化効果はありません。		
	市民	事業者	市（行政）
持ち去り防止のため、市（行政）に協力（連絡）します。	持ち去り防止のため、市（行政）に協力（連絡）します。	持ち去り防止のため、市（行政）に協力（連絡）します。	持ち去りパトロールを実施します。
	○	○	◎

⑬ 持ち込みごみ予約制の実施

概要	本方策は、処理センターへごみを持ち込む場合に、1週間前から前日までに持ち込みごみ予約センターに事前に申し込むことを義務付けるものです。		
関連	Ⅲ-Ⅲ⑭ 近隣の状況に合わせたごみ搬入の予約制の検討		
分類	発生抑制（リデュース）		
効果	実績値より減量効果が確認できているため、ある程度の減量効果があると考えられます。		
	市民	事業者	市（行政）
	ごみを持ち込む場合は予約センターへ事前に申し込みます。	ごみを持ち込む場合は予約センターへ事前に申し込みます。	持ち込みごみの予約制を実施します。
	○	○	◎

⑭ 適正な料金体制の検討

概要	本方策は、処理センターへ直接ごみを持ち込む場合の手数料の適正な料金体制を検討するものです。		
関連	Ⅲ-Ⅲ⑭ 近隣の状況に合わせたごみ搬入の予約制の検討		
分類	該当なし。		
効果	設定する料金体制により変動します。		
	市民	事業者	市（行政）
	ごみを持ち込む場合は料金体制に応じて料金を支払います。	ごみを持ち込む場合は料金体制に応じて料金を支払います。	ごみ持ち込み時の適正な料金体制を検討します。
	○	○	◎

⑮ 分別区分の見直しの検討

概要	本方策は、現状焼却処理しているプラスチック製容器包装の分別収集を検討するものです。		
関連	Ⅲ-Ⅲ⑭ 近隣の状況に合わせたごみ搬入の予約制の検討		
分類	再生利用（リサイクル）		
効果	プラスチック製容器包装を分別収集することにより、大きな資源化効果あると考えられます。		
	市民	事業者	市（行政）
	分別区分の見直しについて廃棄物減量等推進審議会等とおして検討に参加します。	分別区分の見直しについて廃棄物減量等推進審議会等とおして検討に参加します	今後の焼却施設のあり方を踏まえて、分別区分の見直しを実施します。
	○	○	◎

⑯ 処理センターにおける適正処理の実施

概要	本方策は、処理センターに搬入されるごみの処理する上で、排ガスの基準値等の遵守や、ISO14001に準拠した環境マネジメントシステムの導入等を実施し、環境への負荷の低減を図るものです。		
関連	Ⅲ-Ⅲ⑭ 環境マネジメントシステムの適用		
分類	該当なし		
効果	処理センターにおける適正処理の実施により、環境への負荷低減効果があると考えられます。		
	市民	事業者	市（行政）
			処理センター稼働に伴う環境への負荷を低減します。
	—	—	◎

Ⅲ 分別区分及び収集・運搬計画

分別区分は、現状の 12 分別を継続して実施しますが、今後、プラスチック製容器包装の分別収集についても検討します。

収集・運搬計画についても、現状の体制を維持しますが、パイプライン施設については、施設の運営方針を定めて計画的に事業を進めていきます。

Ⅲ- i 分別区分計画

現状、燃やすごみ等に紙資源が多量に混入しているため、今後も現状の 12 分別を継続して実施しつつ、分別の徹底を推進します。

プラスチック製容器包装については、現在、熱回収（サーマルリサイクル）を実施していますが、今後は熱回収（サーマルリサイクル）よりも優先される、再生利用（リサイクル）について検討します。

ただし、プラスチック製容器包装の分別収集は、収集・運搬体制の見直しや資源化施設の整備が必要となり、後述する焼却施設の整備計画にも大きく影響することを考慮して慎重に検討することとします。

Ⅲ- i 収集・運搬計画

収集・運搬体制は、今後も現状の体制を継続して実施します。

ただし、パイプライン施設については、老朽化による維持管理費や補修費、大規模改修や更新にかかる費用が高額になるため、施設のあり方も含めた様々な課題を整理し、施設の運営方針を定めて計画的に事業を進めていきます。

IV 中間処理計画

本市の焼却施設及び資源化施設は老朽化に対応するため、施設の延命化や新施設の整備等に当たっては、二酸化炭素排出量削減等の環境に配慮した施設の運営方針を定め、計画的に事業を進めます。

IV-i 焼却施設

焼却施設の老朽化対策としては、現在、以下の3つを検討しています。

① 延命化

既存施設の基幹的設備及び機器を更新して再延命化を図る。

② 更新

既存施設を廃止し、新焼却施設を整備する。

③ 広域化

近隣自治体と共同して新焼却施設を整備し、ごみ処理の広域化・集約化を図る。

① 延命化

一般的に延命化は、既存施設の建築物を有効利用し、基幹的設備及び機器のみを更新して、概ね10年程度の延命化を図るものです。

既存の建築物を有効利用するため、②更新及び③広域化と比較して、低コストとなりますが、本市の焼却施設は一度延命化を行っており、再度の延命化となるため、②更新及び③広域化を視野に入れた実施が必要です。

② 更新

更新は、既存施設を解体し、新しい焼却施設を整備するものです。

焼却施設更新にあたっては、現状の排出量に見合った施設の規模設定、最新鋭の設備・機器等の導入による環境負荷の更なる低減及び発電等によるエネルギー回収の効率化等が可能となります。

③ 広域化

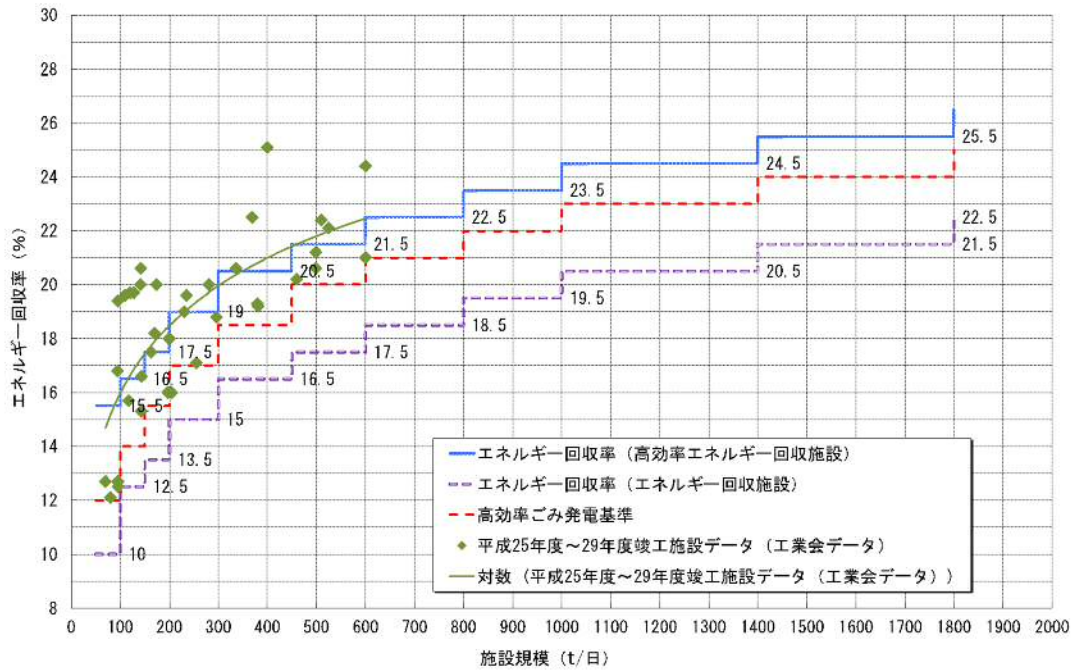
広域化は、近隣自治体と共同して新しい焼却施設を整備するものです。

焼却施設の広域化により、施設建設費や維持管理費の削減、環境負荷の低減を図ることができ、ごみ量及びごみ質の変動幅が小さくなることで、より一層の安定的な処理が可能となります。

また、広域化により施設規模が大きくなりますが、エネルギー回収に関しては、施設規模が大きくなる程有利となるため、国においても、ごみ処理の広域化により施設を大型化することが望ましいとしています。

一方で、近隣自治体との分別区分の整合や、収集・運搬体制の見直し等が必要となるため、今後、近隣自治体の動向を踏まえ慎重に検討します。

施設規模毎のエネルギー回収率



出典：「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル（平成 28 年 3 月改訂）」
 （環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）

IV - ii 資源化施設

資源化施設については、旧焼却施設の建築物を流用していることも考慮して、新資源化施設の整備を検討します。

また、新資源化施設の整備に当たっては、焼却施設と同様に、広域化についても慎重に検討します。

なお、新資源化施設の整備に当たっては、プラスチック製容器包装の分別も考慮して検討します。

V 最終処分計画

焼却処理の過程で発生する焼却灰・バグ灰は、今後も大阪湾フェニックスセンターが管理する「神戸沖埋立処分場」において埋立処分しています。

本市の地目別土地面積は、宅地が約 80%を占めていることに加え、六甲山等の山間部も風致地区に指定されていることから、市内に最終処分場を確保することは困難です。

そのため、焼却灰・バグ灰は、今後も大阪湾フェニックスセンターへ委託し、最終処分を行うこととします。

委託にあたっては、ごみの減量化・再資源化を推進し、最終処分量の減量化を図りつつ、大阪湾フェニックスセンターの受入基準を遵守します。

また、焼却灰・バグ灰を運搬する際は、大阪湾フェニックスセンターが指定する阪神高速 5号湾岸線を利用し、できる限り受入基地周辺の環境を保全します。

VI 関連計画等

本計画は、国や県の関連計画等を踏まえて策定します。

VI-i 国

① 第三次循環型社会形成推進基本計画(平成 25 年 5 月)

循環型社会を形成するために、持続可能な社会の実現を見据え、循環型社会に至る中長期的な方向性を国民、事業者、行政等の各主体が共有したうえで、相互に連携・協働しながら自らの役割を果たすとしています。

一般廃棄物については、以下の 3 項目で目標値を設定しています。

目標値(第三次国計画)

策定年度	平成25年5月	
基準年度	平成12年度	
目標年度	平成32年度	
目標値	1人1日当たりのごみ排出量	約25%減
	1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	約25%減
	事業系ごみ排出量	約35%減

② 廃棄物処理法基本方針(平成 28 年 1 月)

大量生産、大量消費、大量廃棄型の従来の社会のあり方や、国民のライフスタイルを見直し、社会における高度な物質循環を確保することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される、循環型社会への転換を、さらに進めていくとしています。

一般廃棄物については、以下の 4 項目で目標値を設定しています。

目標値(廃棄物処理基本方針)

策定年度	平成28年1月	
基準年度	平成24年度	
目標年度	平成32年度	
目標値	ごみ排出量	約12%減
	1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	約500g/人・日
	リサイクル率	約27%
	最終処分量	約14%減

VI-ii 兵庫県

兵庫県廃棄物処理計画(平成25年3月)

県民，事業者，行政の参画と協働のもとに，持続可能な循環型社会の実現に向けた更なる取り組みや，地球温暖化などの地球規模の課題に対して，持続可能な社会の構築に向けた視点を持ち，低炭素社会に向けた取り組み等を進めるとしています。

一般廃棄物については，以下の4項目で目標値を設定しています。

目標値(廃棄物処理基本方針)

策定年度	平成25年3月	
基準年度	平成19年度	
目標年度	平成32年度	
目標値	ごみ排出量	17%減
	1人1日当たりのごみ排出量 (集団回収除く)	835g/人・日
	リサイクル率	25%
	最終処分量	30%減

Ⅶ その他必要事項

特別管理一般廃棄物及び併せ産廃の排出方法については、家庭ごみハンドブック等で周知しています。

また、災害廃棄物については、今後、「芦屋市災害廃棄物処理計画」を策定する中で検討します。

Ⅶ- i 特別管理一般廃棄物

特別管理一般廃棄物は、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康または生活環境に係る被害を生ずる恐れがある性状を有する廃棄物をいいます。

本市では、特別管理一般廃棄物の収集及び処理を行っていないため、排出方法については、家庭ごみハンドブック等で周知しています。

なお、焼却施設の焼却処理の過程で発生するバグ灰は、特別管理一般廃棄物に該当しますが、焼却施設において無害化处理しています。

Ⅶ- ii 併せ産廃

本市では、産業廃棄物の内、紙くず、木くず、繊維くず、その他市長が必要と認めたものに限り、処理センターへ搬入することができます。

当該産業廃棄物を処理センター搬入する場合は、本市で定めている遵守事項に従う必要があります。

Ⅶ- iii 災害廃棄物

本市において災害が発生した場合は、災害廃棄物の収集、運搬及び処分を迅速に行い、被災地の環境整備を促進します。

災害廃棄物の対策については、今後、「災害廃棄物対策指針」、「兵庫県地域防災計画」及び「芦屋市地域防災計画」に基づき、「芦屋市災害廃棄物処理計画」を策定します。